

平成15年6月4日(水曜日)第2回定例会

出席議員(20名)

2番	佐藤	毅	議員	3番	鴨田	俊	議員
4番	榎津	博士	議員	5番	安孫子	市美夫	議員
6番	松田	孝	議員	7番	猪倉	謙太郎	議員
8番	石川	忠義	議員	9番	鈴木	賢也	議員
10番	荒木	春吉	議員	11番	柏倉	信一	議員
12番	高橋	勝文	議員	13番	伊藤	忠男	議員
14番	高橋	秀治	議員	15番	松田	伸一	議員
16番	佐藤	暘子	議員	17番	川越	孝男	議員
18番	内藤	明	議員	19番	那須	稔	議員
20番	遠藤	聖作	議員	21番	新宮	征一	議員

欠席議員(1名)

1番 佐竹 敬一 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤 誠六	市長	安孫子 也	助役
渋谷 勝吉	収入役	大泉 慎一	教育委員長
	選管委員長		農業委員会会長
土田 久二郎	職務代理者	佐藤 勝義	職務代理者
兼子 昭一	庶務課長	荒木 恒	企画調整課長
秋場 元	財政課長	宇野 健雄	税務課長
井上 芳光	市民課長	石山 修	生活環境課長
浦山 邦憲	土木課長	柏倉 隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼 一好	推進課長	鹿間 康	下水道課長
木村 正之	農林課長	兼子 善男	商工観光課長
尾形 清一	地域振興課長	安食 正人	健康福祉課長
真木 憲一	会計課長	安彦 守	水道事業所長
那須 義行	病院事務長	大谷 昭男	教育長
芳賀 友幸	管理課長	芳賀 彰	学校教育課長
斎藤 健一	社会教育課長	石山 忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶 正博	事務局長	安孫子 雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施 崇一	事務局長	小松 仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐 久志	事務局長	鈴木 一徳	局長補佐
月光 龍弘	庶務主査	大沼 秀彦	主任

議事日程第3号

第2回定例会

平成15年6月4日(水)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

〃 2 議第36号 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)

〃 3 議案説明

〃 4 質疑

〃 5 予算特別委員会設置

〃 6 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成15年6月4日(水)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	子育てしやすい環境づくりについて	住宅近くにある遊休農地を利用した子供の遊び場公園づくりをすることについて	5番 安孫子市美夫	市長
10	チェリーランドについて	河川運動公園の屋外便所設置について		市長
11	消防施設警鐘台について	維持、保存、有効利用について		市長
12	完全学校週五日制実施経過について	完全学校週五日制の導入から一年が経過するわけですが、懸念されていた学力低下の現況と今後の対応について	4番 煤津博士	教育委員長
13	総合的な学習について	完全学校週五日制に伴い教職員がより質の高い教育を行い、子供たちの学力を高めるための教育条件整備の一環で、少人数学級が小学校で実施されているが、今後中学校における導入計画について 総合的な学習の時間が各学校で実施されているが、地域や各種団体等外部との連携について		教育委員長
14	市政一般について	市町合併問題の現状と課題について 住民意識の把握と行政の説明責任について	17番 川越孝男	市長
15	福祉施策の充実について	特養待機者の解消について 福祉バスの運行について	18番 内藤明	市長
16	道路の除雪について	私道と通学路の除雪について		市長

再 開

午前 9 時 3 0 分

新宮征一副議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、佐竹敬一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一副議長 日程第 1、6 月 2 日に引き続き一般質問を行います。

安孫子市美夫議員の質問

新宮征一副議長 通告番号 9 番、10 番、11 番について、5 番安孫子市美夫議員。

〔5 番 安孫子市美夫議員 登壇〕

安孫子市美夫議員 おはようございます。

初めて市議会議員に当選させていただいて以来、はや 4 年目になりました。昨年は、寒河江始まって以来の大きなイベント、花咲か緑化フェアに皆様と一緒に議員として、ボランティアとして参加させていただきました。そして、この春には議員の改選期を迎え、再びこの壇上に上がらせていただきましたことに、心から感謝と敬意を申しあげるところであります。

そこで、選挙運動や市民の皆様と話し合い、語り合ったことなどで、いろいろな意見や提言をいただきましたことを踏まえながら、市長に提言を含め質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、子育てしやすい環境づくり、住宅の近くにある遊休農地や空き地を借り上げ、子供の遊び場づくりをすることについてを申しあげ、市長の御見解をお伺いいたしますが、一昨日の石川議員の質問、農地を活用したアグリカルチャーについてとバッティングするところがありますので、よろしく願いいたします。

子供の遊び場などというと、昔は道路が主なもので、道に感謝するためか道路掃除などをした思い出がなつかしく感じます。ほかに山や川、神社、仏閣が中心でありました。子供にとっては、隣近所の垣根などはなく、家の周りは目を閉じても走り回れる広い運動場であり、学校から帰宅してからの毎日の生活は、人間形成の根幹づくりとなる山や川での遊びでありました。経験、体験学習の貴重な場であり、源泉であったと思います。自然と向かい合い遊び合う中、日ごろの生活を通して生きる力を会得したのではないかと私は思っています。

今では、道路は車で危険がいっぱい。山や川なども危険区域に指定され、多くの地域に遊び場はないに等しい状況になっています。一部には、公民館や集会場、神社の駐車場付近で家族の付き添いのもとに遊んでいますが、ほかの目的に供する場所であり、危険で親の監視のもとでないと遊ばせておけないというのが現状であります。そのため、交通事故やさまざまな事件などを思うと、次第に安全を求めて家の中の遊びになりがちです。家の中は、テレビやファミコンほかゲーム機器でいっぱい遊びには不自由がありませんが、家でパソコンゲームやテレビ漬けの生活になり、自然と外で遊ぶ機会を失い、次第に情緒不安定な弱い人間に成長するのではないかとだれでも心配するのではないのでしょうか。

子供たちの、成長期に外で遊び、地域に溶け込み、体験を通して触れ合い、さまざまな隣人の人々となじみ、交流することにより、感謝の気持ちや地域を愛する心がわき、みずから考え、自主的に積極的に行動を起こす人間に成長すると言われていきます。

そんな中、最近の少子化を初め、高度経済成長期がもたらした我々の豊かな生活の変化は、子供の遊びや育ちを見守る地域力を一層低下させてきたものではないでしょうか。今日、本市においても子育てしやすい環境づくり、保育サービスの充実、延長保育や子育て支援センター、学童保育、ファミリーサポートセンターなど積極的に取り組まれ、多くの方々から利用されています。また、総合公園の整備や身近な遊園地整備についても継続的に支援事業を展開しています。

私は、子供は風の子と言われるように、外で遊べるような環境づくりを、地域や行政と一緒に考え、行動を起こしていかなければならないのではないかと考えているところでもあります。今、地域の中で子供の遊ぶ姿を見かけることが少なくなっていますけれども、今こそ地域が、大人みんなが意識して、健全な子供が育つ環境、場所をつくり出していくことが求められているときであると考えています。地域によって差異はありますが、遊休農地や空き地になっている土地など、子供の遊び場として活用できそうな土地がたくさんあるのではな

いかと思っています。これらの土地を子供の遊び場づくりに有効活用はできないものかと考えているところですが、いかがでしょうか。

しかし、子供の遊び場を確保するには、地域の財政的な負担も含めて、さまざまな困難な問題があります。特に用地購入費用の調達には何年かけて積み立てるとか、準備期間を要するのが実態であります。このため、子供の遊び場を早期に確保するための手段として、行政の指導、支援が不可欠だと思っております。

地域で利用可能な土地のめどがついた段階で行政が中に入り、介在して、市が契約を保証するような形で地権者から貸していただき、それを地域で維持管理し、子供の遊び場に広く利用していただけるような施策はできないだろうかと考えているところでもあります。地権者は土地の提供、市は用途変更などの手続を支援、土地賃貸料、整備費用の助成措置、また地域の方々には必要な資金、労力を出し合い、グラウンドワーク手法で作りの広場、遊び場づくりをみんなで進めるなどということはできないだろうかと考えているところでもあります。地域の身近な子供の遊び場である児童遊園地及びミニ公園の整備方策につきまして、市長の考えをお伺いしたいと思っております。

次に、チェリーランド河川運動公園の屋外便所設置について質問させていただきます。

ことしも早いものでさくらんぼの季節を迎えました。チェリーランドさがえは、例年どおりさくらんぼ狩りや行楽のお客様でにぎわい、さくらんぼ会館初め、トルコ館、臨川亭、チェリードーム、イベント広場など、さまざまな催しでいっぱいになるだろうと思っています。また、河川敷公園は春の訪れとともに、雪が消えると間もなくグラウンドゴルフ、ゲートボール、野球、テニスの練習など、毎日多くの方で活用されているようでもあります。さくらんぼ観光、触れ合い体験観光の基地、道の駅として通年にぎわい、また市民の健康ウォーキングの場所として盛況活用されていることはすばらしいことでもあります。

河川敷公園は、寒河江川の清流を前にして、遠くに月山、葉山、朝日岳が眺望され、時間を忘れさせてしまいそうな美しい自然の中で、野球、テニス、または芋煮会、バーベキューなど広く使用されているようで、特にグラウンドゴルフ、ゲートボールは高齢者に人気が高く、市、西村山のさまざまな大会を初め、ネンリンピック大会など各種催しに使われているようでもあります。

グラウンドゴルフ、ゲートボールは、比較的高齢者が多く、近いところに屋外トイレがあると助かるという話が聞かれます。利用者は、河川法で河川敷地にトイレ設置ができないことを理解しているようですが、広い河川敷地のため、高齢者、お年寄りの体質から、つい河原とか土手やさくらんぼ園などで用をしてしまうということになるようでもあります。さくらんぼ農家から苦情もあったようで、大会の主催者側が持ち運びの移動式便所を準備したこともあったようですが、持続はしなかったようでもあります。

きれいなまちづくりを推進している本市としては、きれいな公園、清潔な施設を汚すようでは、みずからの社会モラルを壊していることとなります。中央便所のみならず、さくらんぼ会館などにも便所があることを案内板などで示し、マナーを守るよう推進していかなければならないと思いますが、体質的に弱い高齢者が多く集まる場所で、何とか便所設置できないかなと思うのでありますが、市長の御見解を伺いたいと思っております。

次に、消防施設警鐘台の維持管理、保存、有効活用についてお伺いいたします。

町の中心部はともかく地域に行きますと、警鐘台は、高い低いは別にして、どこにでも見受けられます。警鐘台の鐘は、近くで火事が発生するといち早く早鐘と称して火事を知らせる非常警報の鐘であり、また、みんな集まれ、火消しに努めてくれと知らせている鐘だと思っています。近ごろは、携帯電話や情報通信の発達で火事場はどこであるか瞬時にわかるようになっていますが、消防自動車に来てから火事場の周りの人が騒ぎ出すというような状況になっています。本来、まだ消防署にも通報がなっていない初期火災段階で鐘や金物、バケツなどをたたき、大声を上げ、隣近所に火事ぶれをして人を集め、子供やお年寄りを安全な場所に誘導してもらい、力を合わせ初期消火に当たるのが普通だと思っておりますが、今は建物の防音機能が発達し音が聞こえにく

く密閉していますので、深夜や寝静まったときは、本当に大声を出しても聞こえません。こんなとき、警鐘台の鐘、半鐘は、火事ぶれには大きな力を発揮しているものだと思うのであります。

しかし、昨年、皆様も御存じのとおり、私の地域で2件ほどのぼや火事騒ぎがありました。黄色の声を張り上げ、やっきになって人集めに走り回ったが集まらない。窓から火が出始めたころ、警鐘台に上って鐘を鳴らそうとしたのですが、コンクリートの根元が腐っているから上るなと制止されたということです。こんな話になりましたので、私も確かめてみましたところ、さびてはいますが、まだ使用に十分耐えられるものでありましたが、とっさの恐怖心から制止させたものではないかと思っているところでもあります。毎日風雪にさらされていると、鉄は案外さびにもろく、溶接したあたりがはがれ、ポキリといく心配もあります。高いところに上る恐怖心もありますので、十分注意をした管理をしておかないと、一般の人はもちろん、消防団員ですら上るのに腰が引けるのではないかと思います。

また、近ごろ消防団員の皆様は、若いわりに高所恐怖症の方が多いようで、警鐘台の中段に鐘を下げてほしいなどという話も聞きますし、時代の趨勢なのか撤去してほしいなどという話も聞きますが、どうなのでしょう。市として順次危険なものは撤去していく計画のようですし、新しく更新はしないとの方針のようですが、高いところから火事場を探すとか、高台から見下ろすようなものはこれから必要ないと思いますが、私が先ほど申しあげましたように、初期火災では、まず周りに知らせるのが、より一層重要なことになると思いますので、今あるものだけでもペンキを塗り、整備、修理をして、長くもつよう大切にしていける必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。市長に御見解をお聞きしまして、1次質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

新宮征一副議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、子育てしやすい環境づくりで、遊休農地を利用した遊び場という御質問でございます。

我が国は少子化の進行と相まって、国民の生活スタイルの変化、多様化が進み、子供たちの健やかな心身の発育に必要な乳幼児期の生活環境が大きく変わってきております。御質問にもございましたが、子供たちが元気に外で友達と一緒に遊ぶ姿を見かけることが少なくなって、思いやり、協調性などの子供同士の触れ合いや大人から受ける心の形成に必要な機会が減少してきていると言われております。

このようなことから、本市においては、子供たちの健やかな成長を願い、「寒河江こどもプラン」に基づいて、子育て支援の各般の施策を推進しているところでございます。

幼少期の子供同士の触れ合い、交流機会の拡大支援に結びつく関連施策につきましても、平成 8 年 10 月に児童センターを利用しやすいようにハートフルセンターに併設したほか、平成 12 年 9 月にはフローラ・S A G A E ちびっこ広場を開設しまして、どちらも自由来館型の利用形式を採用したことから、開館以来、多くの方々から利用をいただいております。また、屋外施設につきましても、寒河江公園を初め、チェリーランド、いこいの森、そして最上川ふるさと総合公園など大規模な施設整備に取り組んでまいりました。さらには、町会などの自治組織で管理運営していただいておりますところの地域の最も身近な子供の遊び場であります児童遊園整備につきましても、遊具等の整備、用地の購入費用を補助しまして、安全な遊び場の整備を支援しているところでございます。

本年度は花咲かフェア I N さがえなどのイベント開催を通じまして、子供たち同士の交流、触れ合う機会をさらに拡大してまいるほか、児童遊園整備につきましても、遊具等の整備、上中郷地区の用地購入を補助し、支援してまいる計画でございます。

また、保育所につきましても、保育所に入所していない子供を対象とした園庭開放を継続実施してまいります。

また、町会等の自治組織で管理運営されている児童遊園は、市で把握しているものは 65 か所ございます。用地の確保は、それぞれの管理主体が購入、または借りているものがほとんどでございます。なお、用地購入費用に対する支援は、補助率 3 分の 1 でございまして 100 万円を限度とし、新たに土地を購入したものを対象とするものでございます。

質問にございました遊休農地等の遊び場の活用でございますが、その地域の方々为一体となって、地域の児童遊園の管理運営に当たったり、新たに整備する機運を盛り上げることは、地域が子育てに対する理解と共通認識を持ち、子育てを見守る地域づくりや、子供を安心して産み育てられる地域社会を創造していく上で大変重要なことでございます。こういう観点から、地域の方々の総意を結集できるグラウンドワーク手法の採用につきましては、これまでも街区公園などの整備に際しまして、地域と一体となって同様の方法で御協力いただいておりますので、該当ケースがあった場合には、関係者と協議を進めてまいる考えでございます。

また、用地確保の際の土地の賃貸借契約につきましては、契約内容、手続などの指導、技術援助は可能であります。市が契約の当事者となることにつきましては、地縁団体の設置等も容易となったこともございまして、地縁団体代表者と地権者との当事者間で借用期間などが約定されるように指導してまいる考えでございます。さらに、土地の賃貸料を補助制度の対象とすることにつきましては、本市全体のケース、事案などを想定していく必要もありますし、さらには補助対象に組み入れることの是非も含めまして、地域の負担額、補助対象基準のことなど検討していく必要もありますので、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域の対応、機運というものを大切にしながら、地域の子育て環境が整うように

取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、チェリーランド河川敷公園付近にトイレの設置のことでございます。

御案内のように、チェリーランドは観光拠点としてだけではなく、市民の憩いの場、安らぎの場、触れ合いの場などの多様な機能をあわせ持つ交流拠点施設として、平成4年5月のオープン以来、年間150万人を超える市内外多くの方々より利用していただいております。

また、河川敷公園は、お話がございましたように、寒河江川の清流と四方の山並みを背景に、敷地8ヘクタールの中に全天候型テニスコート4面、県大会が可能なゲートボール場6面、軽スポーツやビッグイベント、憩いの広場としての多目的広場3ヘクタール、さらに野外で食事が楽しめる芋煮広場、それから直接水遊びが楽しめる親水空間への通路である親水の道、また少年野球、ソフトボール、サッカーなどが楽しめる多目的球技広場が平成6年4月に開設されまして、年間約1万人余の利用者がスポーツや芋煮会などを通し、市内外の多くの人々と交流を深め、楽しんでいるところでございます。

御質問のゲートボール場にトイレを設置できないかということでございますが、恒久トイレの設置については、河川法の24条でございますが、土地の占用許可の条項における河川敷地占用許可準則によりますと、河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼす施設であるということで、占用許可が得られない規定となっております。

また、利用者が多い春から秋の臨時的な仮設トイレの設置ということも考えられますが、この場合、ゲートボール場を使用する方々ばかりでなく、不特定多数の利用についても考慮しなくてはなりません。悪臭や衛生面、景観を考慮しますと、仮設トイレの設置は、ふさわしいものではないのではないかと考えております。

また、チェリーランド内のトイレの設置状況を見ますと、さくらんぼ会館とチェリーランドさがえ、トルコ館、臨川亭、チェリードームの各施設内と公衆トイレの計6カ所に設置されております。おのおののトイレまでの距離は、ゲートボール場からさくらんぼ会館まではおおむね150メートルで、それ以外の施設からもおおむね50メートルから100メートルの距離でございます。さほど遠くない場所に既存のトイレがあることから、これらの施設を利用させていただきたいと考えております。

また、日中にゲートボール場を利用される方は、さくらんぼ会館のトイレを使用できることがわからない方もいることと思いますので、ゲートボールやテニス場などの利用者のトイレにつきましては、さくらんぼ会館内のトイレを、その他の施設の利用者につきましては、公衆便所やチェリーランド内の各トイレを使用させていただくよう案内看板などで誘導してまいりたいと考えております。

また、河川敷内や近隣農地への用便につきましては、利用者に対し河川敷公園使用許可書の中に、利用される方々のマナー向上を明記しながら啓発に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今後とも利用する方々が快適な環境の中で楽しんでいただけるよう、各施設の維持管理等に配慮してまいりたいと考えているところでございます。

次に、警鐘台のことに付いて答弁申し上げます。

警鐘台は、半鐘打ち鳴らし等の消防信号としまして、火災信号、山林火災信号、火災警報信号、演習招集信号を発するため設置されておまして、消防団員の招集や火災予防運動に際しましては、打ち鳴らしによる火の用心を周知したり、地元の火災のときには火事ぶれのために使われているものでございます。御案内のとおりでございます。

消防団では、地元の火災のときには、火事ぶれのため消防団員が警鐘台に上り、半鐘を鳴らすことを指導しておりますが、警鐘台の半鐘が高いところにあるため、中段まで下げたらどうかという話はこれまでありませんでしたし、消防団幹部会の中でも話題になったことはないようでございます。

それから、警鐘台の撤去の件でございますが、警鐘台は今申しあげましたように、消防信号の発信や火事ぶれなど、万が一の災害に際し地域の住民に危険を周知させるための有効な施設でありますし、消防演習や消防

訓練、そして消火活動に使用した消防ホースを乾かすための設備として使われております。現在、警鐘台にかわるものとして、消防信号をサイレンで行う消防吹鳴塔の設置を計画的に進めているところでございます。消防吹鳴塔は、拡声器を備え、サイレンを鳴らすほか、肉声放送やテープ放送ができるなど有効に活用できるよう設備してございます。警鐘台が老朽化して倒れそうなど差し迫った危険が出た場合、また何らかの事情で警鐘台の撤去の話があった場合には、近接する警鐘台での対応を考慮しながら、撤去してまいりたいと考えております。

そして、その警鐘台の修理保全についてでございますが、警鐘台に限らず、消防施設設備につきましては、常日ごろから機能点検と確認、維持管理を十分に行うよう徹底しているところでございます。加えて、消防団長からは、幹部に対し団員をきちんと指導し、施設の維持管理と設備の保守点検には万全を期すよう指示してもらっているところでございます。

お尋ねの警鐘台の維持管理につきましては、さびは出ていないか、腐食して危険はないかを確認しまして、修理が必要な状態でございますれば、市に御連絡をいただき、現地を確認しまして、修理を行うことにしております。また、他の施設、設備につきましても、保守点検の結果、修理が必要なものは修理し、消防活動に支障が出ないように対応しているところでございます。以上でございます。

新宮征一副議長 安孫子市美夫議員。

安孫子市美夫議員 詳細な御答弁をいただきまして、どうもありがとうございます。

市長からもありましたけれども、地域の遊園地に対する土地を求める助成につきまして、中郷の上に、ちょうど集会所の付近に土地が見当たりましたので、市にお願いしたところ、御高配をいただき求めたということで、そのときは大変喜んでおったようでございます。そういうところは、地域としてもまれなのではないかと私は思います。公民館とか集会所なんかの用地になりますと、皆さんで出し合って求めているようでありますけれども、遊び場までということになりますと、なかなかそこまでいかないのが普通ではないかと思っております。

私も先ほど質問させてもらいましたし、石川議員もおっしゃってありましたけれども、遊休農地とか空き地などが見られる状況ではないかと思えますし、特に転居してしまってあいている土地というと語弊があるかと思えますけれども、そういう土地なんかも見受けられます。ただ、私ら農村部の中郷におきましても、そう高い地価ではないと思えますけれども、買うとなると地域では買えないのが実情ではないかと思っております。

そんな中で、昔はなんてことを言いますとどうかと思えますけれども、公民館の敷地とか、ポンプ庫とか、先ほども触れました警鐘台とか、前にありましたもみを貯蔵する郷倉も地域で借りて使用させてもらっていたので、戦後に借地借家法が変わって借り主の権限が強くなったからでしょうか、貸す人も貸さない状況になったのではないかと私は思います。あいていながら、放置しておきながら、貸す状況まで至っていないのではないかと思います。

せっかくあいている土地を有効利用するために、もう少し市としても関与しながら、施策づくりできないものだろうかと思しあげたつもりだったんですが、貸す方においては貸すと取れなくなるということもあるでしょうし、なかなか難しい面があるのかなと思えます。そういう面を市と地域と貸す側の三者で契約をして、5 年なり 10 年なりということをきちんとした形で決めながら、市で保証し、証書も保存しておくというような形をとりながら、地権者に安心感を与え、貸してもらうことが必要なのではないかと私は思いました。

今、金利も安いし、土地のデフレなんてことも言われていますし、金利相当分何かを考えますと、借地料もそう高くなく借りられるのかなという感じもしますので、先ほども市長の答弁に研究課題ということでありましたけれども、ぜひ研究をしながら、地域が借りて公共的に利用できるような場所づくりをしていかなければならないのではないかと私は思います。

次に、チェリーランドの屋外トイレについてです。今市長から答弁がありましたように、ゲートボール場は下流の方にもありますし、150メートルほどということで、さくらんぼ会館にトイレがあることも知らないのではないかと。多分そういう面もあるのではないかと私は思いますが、ゲートボール関係者はどちらかというと高齢者が多いわけですし、そこに歩いていくまで待てないというんでしょうか、そういう傾向があるのかなと思えます。時々利用者から屋外便所があるといいのだがという話を聞きますし、またそういう関係上、堤防を越えて、果樹農園の下に用を足していく方も見受けられるということで、私もモラル面に大変問題があると思いましたので、今回取り上げたわけでございます。

さくらんぼ農家におきましても、観光果樹園ですので、その前から訪れてきた方なんかがあつちの小便をする、あるいはもっとひどく後ろの方もということになりますと、その果樹園に入らないということになるのかなと思いましたので、そういう御意見もあつたりして、取り上げたような状況でございました。

また、利用者におきましては、私のところにも 112 号線の中山の河川敷公園の中にきれいなトイレがありますので、「河川敷にあるではないか」と。先ほど市長がおっしゃいました河川法 24 条で固定的なものはつくれないということは、皆さんも知っているようでございますけれども、「でも、あそこにある」という言葉

が返ってくるので、利用者に対してもそういう状況であることをきちんと認識させながら、許可するときにも外に行かないように指導していくべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあわせまして、やはり子供や幼児なんかもあるところを散策したり、歩くということで、お母さんのお話なんか聞きますと、あそこばかりではなくて広い公園もありますので、幼児にトイレが屋外にないから、準備して、ここで用を足していきなさいということをご指導しているようですけれども、できるならば欲しいものだと私は思ひます。そういう事情のようでございますので、市でも説明をお願ひしながら、きれいな施設づくりに邁進しなければならぬと思ひます。

次の警鐘台についてでございますが、私の地域におきまして、消防団は市からポンプをつくっていただいたり、さまざましている面もありまして、一時後継者もない状況でありましたけれども、積極的に後継者を見つけて、一生懸命地域巡回をしたり、予防消防に努めているようでございます。特に冬期間の消火栓の除雪なんかは、本当によくやってくれているなとつくづく思ひます。

ただ、私が申しあげました警鐘台は、そこまで目が届かないのでしょうか、さびなんかもひどかったり、あるいはつるなんかもひっかかっていたりして、消防団員の皆様は若いから、いつでも上る準備はできているかと思ひますけれども、火災時には一般の人でも早く見つけた人が上ることになるかと思ひますので、そのときに腰がすくむような状況であってはならない。私もそちこち見て歩きましたけれども、根元がさびているという関係から、消防団員にもペンキなんかを渡して管理していただく、あるいは全体がさびていけば市ですることもあるかと思ひますので、よろしくお願ひしたいものだと思います。

警鐘台の管理は部落や地域でやっているところもあるようで、一つだけ市で管理しているという話もあって、その辺は私も理解に苦しむんですけれども、先ほど市長は消防団から撤去してほしいなどということはないと話がありましたけれども、裏に倒れてくると危ないから撤去してほしいという話や撤去するとどこに行くんだなんていう話も私のところで聞き及んでおりますので、あえて申しあげた次第でございます。

低いところに鐘を下げてくださいという声は市民の中にもありまして、消防団ばかり鐘をたたくのではなく、見つけた人がいち早くそこに上って鐘をたたくことになりまして、やはり高いところだと、特にはしご状のものはおっかないようであります。上できちんと落ちついてたたけるような警鐘台ですとそうでもないかもしれないけれども、はしご状のものは中段に欲しいという声があるようです。

私も少し見て歩きましたところ、河北町の吉田、向こうの方面、村山市の方は低いところに設置されているようです。特に警鐘台を道路のわきというか、10 尺ぐらいのところに鐘を下げ、だれでもたたけるような状況にしておくのは、子供にいたずらされないように注意しなければなりませんけれども、大変いいことだと私は思っております。先ほども申しあげましたよう、高いところからどこが火事か見分ける必要はなく、なるべく隣近所に早く知らせるのが役目かと思ひますので、そういう工夫もしていただきたいと思ひます。消防団は、生命、財産、生活権を守るものがございますので、慎重に管理しながら維持管理に努めていただきたいと思っております。

以上を申しあげまして、2問とさせていただきます。

新宮征一副議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、遊休農地の活用でございますが、地元で本当にどの程度必要なのかという必要度と
いいですか、それを把握するのが必要だろうと思っております。その辺の用地確保となりますと、地元の方と、
市も一緒に入りますけれども、まずどこに必要なのかわからないと、ではどこに土地を求めようかという話
に進んできますので、その辺からスタートしなければならないだろうと思っております。

それから、提供する方の立場から見れば、安心して貸せるように市が担保するというのもあるかと思
いますけれども、先ほども申しあげましたように、今は地域の中に地縁団体というすかつとしたものがありま
すから、それらが主体となってお借りするのが、一番問題がないのではないかと考えております。

それから、チェリーランドのトイレの件でございますけれども、先ほど答弁申しあげたとおりでございます
が、案内板で誘導するというようなことを十分考えてまいりたいと思っております。まだまだどこにあるの
かわからない方もいらっしゃる、あるいは外からは利用してはいけないのではないかと気持の方もいらっ
しゃるかと思っておりますので、十分案内板を設置して、誘導してまいりたいと思っております。

それから、大会等では主催者の方でも、用便についてのお話を徹底していくように、私の方からも話し申
しあげてまいりたいと思っております。私も大会等に出席しておりますけれども、その際そういう話もある場
合がありますけれども、出ない場合もあります、私のいないところで話をしているのかどうかですが、徹底
して用便できる場所等について話し申しあげて、外にしないようにとか、お話にあったように、マナーを
守るということを徹底してもらいたいと思っております。

それから、警鐘台のことでございますけれども、撤去の話までは聞いていないようでございます。それほど
老朽化して撤去ということがあれば、具体的に地元なり、あるいは消防団から担当の方にも十分話を聞か
せていただきたいと思っております。

それから、今までの高いところの半鐘台が、もう少し低くてもいいのではないかと話もありますが、こ
れまでですと、高いところに上ってどこどこが火事だとか、あるいは鳴らした半鐘が遠くまで聞こえるよう
にとか、それからふれ込みをしまして地元の協力を得るという機能を持っておったわけでございまして、それが
低いところとなりますといかがなものか、どういうことになるのかと思っておりますけれども、危険な状況の警鐘台
があるとするならば、それは先ほども申しあげましたように、撤去なりあるいは十分調査して、老朽度なども
見てまいりたいと思っております。

また、現在は、これまでもですけれども、使ったホースを乾かすということもやっております。吹鳴塔にも
そういう機能を持たせているので、高い半鐘台、吹鳴塔は要らないという御意見でございますれば、そういう
問題をどのようにもっていくかも、十分消防団の御意見なども聞いてまいらなければなりませんから、これか
らいろいろ調査をさせていただきたいと思っておりますが、今まで危険だとか、あるいは低くてもいいとい
うような話は、私は聞いたことがありませんけれども、議員がおっしゃるわけでありますので、なお関係者あ
るいは消防団の方からも話を聞いてみたいと思っております。

新宮征一副議長 安孫子議員。

安孫子市美夫議員 遊び場、遊休地につきまして、市長から地縁団体の利用ということがありました。私もそうなのかなと思っています。ただ、地縁団体におきましても、長がかわってしまうとわからなくなるというか、きちんと地縁団体の中で位置づけておくのが大切かと思えますけれども、やはり市に關与していただき、貸す人に安心感を与えて借りるのが大切なのではという感じを私は持っております。先ほど研究するというございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

警鐘台ですけれども、やはりさびていたりしていますと、そして消防団の方も管理を徹底するように話をしているようですけれども、そこまで回らないのでしょうか、近所の方から要らないのではないかとか、それから消防団の方も高いところに上がるのは怖いので撤去してほしいということなんかもあったようです。市はそういうものを有効利用しなければならないという気持ちがありますので、できるだけ維持管理をしながら、残すということを考えるべきではないかと思えます。

先ほど、ほかの町の例を出しまして、低いところに設置すべきではないかと申しあげました。これは消防団の議論を待つところかと思えますけれども、やはり消防団ばかりではなく、我々もすぐたたけるような場所が私はいいのではないかと思えますし、むしろ農村部だけではなく、町部の方においても町内会なんかを中心に、密集している地域の低いところに鐘を下げて、防火意識を育てていくのは、大変いいことではないかと思えます。なかなかその辺までいかないと思えますけれども、低いところですから、そう金はかからないという面もありまして、設置するのに市でも助成するということがあればいいのかなと思ったりしたところであります。

以上を申しあげまして、私の 3 問目を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

楳津博士議員の質問

新宮征一副議長 通告番号 12 番、13 番について、 4 番楳津博士議員。

〔 4 番 楳津博士議員 登壇 〕

楳津博士議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの質問について御提言くださいました市民を代表して、以下の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

このたびの統一地方選挙寒河江市議選におきまして、告示直前の定数 3 名の削減の決議を知り、正直不安を覚えた 1 人でありました。しかし、当選の栄を受け、活躍のステージを与えていただいた以上、バブル崩壊後の長引く経済の低迷、少子高齢化対策、特養などの福祉の充実、さらには青少年の健全育成など、これまで山積する問題を解決するため、真摯に取り組んでまいります。

また、これから加速して検討しなくてはならない市町合併における諸課題にも協議を重ね、地域に根づいた伝統を生かしながら、住民本位の明るく豊かな町のビジョンを構築し、山形県のど真ん中、寒河江のさらなる発展に精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

通告番号 12 番、完全学校週 5 日制についてであります。これまで幾度か取り上げてこられたようですが、平成 14 年度から実施されましたこの制度について、述べさせていただきます。

完全学校週 5 日制が導入される背景には、次のような点がありました。子供たちの生活は忙しく、学校では授業の後の部活動、家に帰っては塾通いに追われ、自分で使える時間は大変少なくなってしまいました。また、校則の厳しい学校では細かい行動まで縛られて、息苦しいまでになっていたところもあるようです。一方、子供のさまざまな発達のゆがみ、体の機能低下、退化現象があらわれ、伸びやかさがなく感性に欠けることや、言葉の貧しさなども指摘されております。これらの原因には複雑なものがありますが、余りにもゆとりがなく、人間として成長するために必要な生活のリズムが壊されているのが大きな要因ではないでしょうか。

このようなことから、子供たちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間をふやし、ゆとりの中で学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに社会体験や自然体験などのさまざまな活動を経験させ、みずから学び、みずから考える力や、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの生きる力をはぐくむために実施されたものであります。

この制度の導入は、明治以来の日本人が抱いていた学校とはこういうものという既成の学校観を根底から改め、学校文化の持つイメージの大きな変更でありました。その改革とも言える変更点の理解を、教職員と父母、そして子供たち、また、地域の人にも今も強く求められております。完全学校 5 日制導入については、次の課題に留意し、進めてこられたと思うのですが、確認の意味で述べさせていただきます。

月曜日から金曜日の 5 日間で子供たちの学力低下を避けるために、教育内容を精選するとともに、教育課程を抜本的に見直す作業を行い、子供の自主的な活動が多く取り入れられ、ゆとりのある豊かな学校生活が過ごせるような教育課程の編成がなされたはずですが、そして、教職員は子供にとってわかりやすい授業を心がけ、子供の個性に対応した個々の子供の育成に向け、今日までの知識を集団を対象として伝達する教育から、個別指導をより重視した学習に変わりました。

また、子供たちの学力を高めるためには、教育条件を整備する必要があります。その最も重要な課題は、教職員の定数改善であります。いわゆる少人数制の導入で教職員の配当率を高めることによって教材研究の時間を初め、自主的な研修が行えるようになります。この点につきましては、県の教育山形さんさんプランにのっとり、小学校で実施段階に入っていることは大変意義があり、期待しているところであります。

このようなことを踏まえ、教育関係者の方々の並々ならぬ努力のもと、完全学校週 5 日制が導入されてから、

はや1年が過ぎ去りました。そこで、関連いたします事項についてお伺いいたします。

完全学校週5日制に伴い、教育課程の再編がなされたと思いますが、実施に伴う課題が多く、それぞれを満足させるため、逆に窮屈になってしまったことはなかったか大変心配しております。もしあるとすれば、どのようなことか実態を御報告いただき、その問題について、今後どのように対応していかれるのかをお聞かせください。

また、学校5日制になってからの休日の過ごし方について、小学校のアンケート結果によりますと、学年によって多少の違いはあるもののテレビゲームや寝る時間がふえてよかった、また友達と遊ぶ時間がふえたということが大半でした。このようなことから、本来の目的達成に向かって進むべき方向にずれが生じているように感じます。確かに遊びを通して友達や地域での触れ合いにより、子供たちの心にゆとりが生まれているという点について、一概に否定はできません。しかし、全国的に学力の低下を招き、将来を悲観する声が高まっているのが現状であります。

このようなことから、寒河江の現況のデータがあれば、過去のデータとの比較、参考のため、他市町村の現況はどのようになっているかをお聞かせ願いたいと思います。さらに、学力の低下などがあらわれているのであれば、今後の対応についても御所見をお伺いします。

続きまして、寒河江市は山形県と連携をとり、教育山形さんさんプランにより少人数学級制を実施されていることは、先ほど述べさせていただいた個別指導を重視した質の高い教育という観点から、大変期待しているところであります。これらのことにより、中学校への実施に向けて、現段階でどのように計画されているのかお伺い申し上げます。

続きまして、通告番号13番、総合的な学習の時間についてであります。

私は、学校と外部をつなぐ大きな役割を果たしている総合的な学習の時間は、今後も子供たちの教育課程において、大変意義のある重要な学習になると考えております。これまでの近代国家間での産業競争枠組みの中では、国際理解よりも国際競争、環境との共生よりも自然の支配が、福祉や健康を犠牲にしても生産性を向上させることがひたすら進められてまいりました。そして、学校においては、学校教育の伝統的な学習様式で教師と教科書と子供の閉塞的な三角形の中で行われ、学校という抽象的な空間の中で教科書ごとに配列された系統的な知識を伝達され、集団生活に必要な規律、訓練を受けてきたのでした。

それが、多文化共生社会への時代の転換期に入り、競争から共生へ、効率から対話へ、ものの豊かさから心の豊かさへ、そして上からの中心統合的な改革から私たちの暮らしの場からネットワーク型へ変わりつつあります。それは、社会の中の特定の状況に限定されるものでも、学校という空間の内部に隔離されるものでもなく、学校を基地としながら、社会の中のさまざまな人や場やネットワークに開かれるものであるべきです。

子供たちの学びの場にこれまで居合わせなかった異文化の人たち、経験を積んだお年寄りたちが集い合い、教師、父母、市民、行政がこれまでの敷居や垣根を超えて、自分たちの生き方や社会のあり方を問い直し合うような学びの広場をつくり出すことが大切なのです。教え育てる教育から、地域の人とともに学ぶ教育へ、学校に加えて地域社会と家庭の教育力が上がったとき、子供たちは豊かに育っていくと私は確信いたします。

このような観点から、学校は地域に開かれていくべきですし、開かれているように見えるのですが、まだ敷居や垣根が高いように思われます。よく地域の受け皿と言われていますが、受け皿を差し出しても、それを有効に活用してもらえないように感じます。確かに受け皿が先生方や子供たちのニーズに合わないこともあるでしょうが、学校主導で総合学習の内容の取り決めを行っているのが大半のようです。

先生方も年間計画の作成に苦勞されていることはよくわかりますが、教師と父母だけの話し合いではなく、それに地域の人や諸団体などが積極的に参加できるような体制をとっていただきたいと思っております。子供を社会全体で育てるという子育ての社会化、共同化を図っていく上で、もう少し地域や諸団体と話し合い、かわり合いを持っていただくべきだと考えます。日本の学校の抱え込み過ぎている教育分野を、家庭と地域に

分かち合う意味でも大切なことではないでしょうか。

以上のことから、関連いたします事項についてお伺いいたします。

学校と外部、すなわち地域個人、諸団体との連携を重視して、子供たちにさまざまな体験をしてもらい、感性をはぐくむためにも、なお一層地域とのかかわり合いを推進しなくてはいけないと考えます。その地域との連携について、現況はどのように進められているのでしょうか。

また、これらのことをさらに発展させるためにもモデル地区を選定し、行政側でもバックアップすべきと考えますが、いかがでしょうか。地域の人でも子供のために何かできないか、役に立ちたいと思っている方がたくさんいらっしゃいます。しかし、何をどのように取り組めばよいか考えあぐねているのが現状であります。その方々の相談や、さらに開かれた学校を目指すために、個人や諸団体の受け入れ窓口を明確に設け、学校との橋渡しを確実にすべきではないでしょうか。以上、教育委員長の御所見をお伺いいたしたく、第1問とさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新宮征一副議長 教育委員会委員長。

大泉慎一教育委員長 学校完全週 5 日制の実施経過についてお答えいたします。

学校週 5 日制は学校、家庭、地域が連携する中で、子供たちの生活にゆとりを持たせ、家庭や地域社会での生活経験や自然体験、社会体験、文化スポーツ活動など有意義な活動や体験を行うことを保障し、子供たちにみずから学び、みずから考える力や豊かな人間性など生きる力をはぐくむために実施されたものであります。

この完全学校週 5 日制とともに実施された新学習指導要領には、一定の準備期間がとられておりましたことから、各学校ではそれらに対応した新学習指導要領に基づく学校教育目標の設定、指導内容や授業時数等、創意工夫された特色ある教育課程の編成ができたものと考えております。

お尋ねの、新たな課題として P T A や地域とのかかわりで、これまで土曜日に実施していた行事の日程調整が難しいことや、月曜から金曜までの授業が週当たり 1 時間ふえたことで、放課後の生徒会活動や教職員の会議等の設定に苦慮しているなど、各学校ごとに課題があると報告をいただいております。それらの課題の中には、週の時間数など学校独自ではすぐには解決できない項目もありますが、対応策として教育委員会といたしましては、教育課程を編成する主体者である校長を通じて、学校行事を含め年間を見通した指導計画など、児童生徒、学校、地域の実態に応じ、ゆとりと特色ある教育課程づくりに向け、さらなる研究と改善を図るよう指導してまいりたいと考えております。

次に、週 5 日制と新学習指導要領の完全実施に関し、学力を示すデータの有無や他市町村の状況、学力低下の懸念に関することにお答えします。

新学習指導要領が実施されたことと、学校週 5 日制の完全実施にかかわって学力を比較できるようなデータは、現在のところございません。このことは、本市のみならず全国でも同じ状況でございます。学校では、今求められている生きる力をはぐくむための確かな学力の習得を図るため、基礎基本の習熟とともに、体験や問題解決的な学習を取り入れ、学ぶことの楽しさ、わかる授業を目指しております。特に中学校では、生徒の興味、関心に応じた選択教科を実施するなど創意と工夫により授業の改善に努めているところであります。教育委員会といたしましては、今後もより一層その充実が図られるよう、学校を支援していきたいと考えております。

次に、山形教育さんさんプランに関してお答えします。

少人数学級編制推進事業は、個に応じたきめ細かな指導により、基礎基本を徹底するとともに、いじめや不登校問題など今日的な教育課題を解決することを目的とし、多人数学級を解消するために、平成 14 年度から山形県が全国に先駆けて独自に実施したものである山形教育さんさんプランと称していることは、御案内のとおりであります。この事業は、小学校において少人数学級編制を 3 力年計画で進めようとするもので、平成 16 年度には全学年で実施しようとするものであります。

本市教育委員会といたしましても、児童のよりよい教育環境の整備を図る観点から、教室の確保に苦慮しながらも、少人数学級編制を実施するため対応を進めてきたところであります。空き教室の利用や特別教室の転用、オープンスペースの活用を初め、校舎増築の対応も行った結果、現在寒河江小学校、寒河江中部小学校、柴橋小学校の学級増加が図られております。

そこで、お尋ねの中学校に関する少人数学級編制推進のための計画であります。現在のところ、県教育委員会からは「現在実施されている小学校の成果と課題を見きわめながら、中学校 40 人を下回る少人数学級編制の導入を目指して内部検討に入りたい。実施に当たっては、これまで以上に市町村と連携を密にしていく」との方針が表明されたのみであり、その導入時期や内容など具体的な説明はございません。今後、県教育委員会の検討の動向や発表を見守っていく考えであります。現段階ではその計画について申しあげる状況ではありませんので、御理解いただきたいと思います。

次に、総合的な学習活動における地域の方々や諸団体との連携による学習の現状についてお答えします。

総合的な学習の時間は、新学習指導要領で新設されたもので、子供たちの興味関心などに基づき、みずから学び、みずから考える力など生きる力をはぐくむため、教科の枠を超えた横断的、総合的な学習を目指したものであります。そして、体験を通しながら自分で課題を見つけ、自分で考える力を育成し、学び方や調べ方、まとめ方、発表の仕方などが身につくような授業が求められております。

そこで、質問のありました地域や個人、諸団体との連携などの現状についてですが、本市の小中学校におきましても、校外に出かけての体験学習や地域の方々の協力を得た学習活動に積極的に取り組んでおります。中でも、市内各地のすぐれた技能、知識を持つ方の指導力を学校教育の場にも積極的に活用しようと、人材バンク一覧表を作成している学校が数多くありますし、それらの方々に学校に招いたり、子供たちと教師が訪問したりして御指導いただくなどの学習活動が実践されているところです。

幾つかの具体的な例を挙げますと、農作物の指導、伝統行事や食べ物、障害者との交流、英語以外の外国語、職業講話や企業訪問などが行われておりますし、総合的な学習以外にも読み語りや昔話、民謡や三味線、生け花などの指導や講話をいただくなど、各学校でそれぞれ工夫と特色ある学習活動が展開されているところであります。

次に、地域との連携を深めるためにモデル地区の選定など、行政側の支援策についてであります。今お答えいたしましたように、各小中学校では地域学習や地域との連携に積極的に取り組んでいる現状でありますので、新たにモデル地区や学校を指定して支援することは、現在のところ必要がないものと考えているところであります。

なお、御提案のモデル地区指定の方法とは異なりますが、教育委員会としましては各学校の裁量や権限によって、多種多様な創意と工夫のある総合的な学習活動などを推進することができるよう、学校評議員制度を導入したり、特色ある学校づくり支援事業を講じたりして、各学校の、特に総合的な学習が充実して実施できるよう支援しているところであります。

最後に、地域の人材や諸団体を受け入れる窓口を明確化し、学校との橋渡しを確実にすべきではないかとのお尋ねにお答えします。

教育委員会としまして、地域の方々が学校教育に積極的に御支援くださっていることに御礼申しあげたいと思います。また、子供たちのために役立ちたい、何かできないかと考えてくださる方々や団体が市内各地におられることにも感謝申しあげたいと思います。これからの教育で学校週5日制や開かれた学校づくりの観点からも、これまで以上に学校、家庭、地域が連携し、互いの持っているよさを交流し、その教育力を発揮しながら、互いに高めていくことが子供たちの健全な育成のためにも、ますます重要になってくると考えているところであります。

これらのことを踏まえ、学校教育と広くすぐれた知識、技能を持つ人材や諸団体の方々とが連携した活動をより一層進めることができるよう、その受け入れの役割や学校への紹介、情報提供などを教育委員会が努めていきたいと考えております。以上でございます。

新宮征一副議長 榎津議員。

榎津博士議員 詳細、丁寧な御答弁、まことにありがとうございました。

学力の低下についてなんですけれども、私の勘違いでなければ、間もなく結果が出てくるという話を前もって聞いていたものですから、学力を判断するための何かの手段を昨年中とかにやられているのかどうかだけをお聞かせ願いたいと思います。確かに 1 年足らずで子供の状況を見きわめる、また学力テストだけで状況を判断すべきではないとは思いますが。特に教育という分野につきましても、さまざまな角度から総合的に分析して判断する必要があると思っております。といいましても、やはり皆さんが懸念しているのが低下という部分でありますので、それを判断するために何かやられたのかどうかだけを、まずお聞かせ願いたいと思います。

少人数学級制につきましては、先生と生徒の距離が狭くなってきて、個と個を確立しながら、お互いに重んじ合った上で交わるようになり、より一層触れ合いの中で生徒の個性を伸ばしていけるのではないかと大変期待しております。また、少人数学級編制が行われたアンケートによりますと、学級の人数が減ったことにより、教師の丁寧な指導や評価、つまりきなどの対応など、ほとんどの学校で大変好ましい傾向を示している結果が出ているそうです。財政面や教員の人材確保など、検討すべき点が大変多くあるとは思いますが、県と歩調を合わせていただきながら、推進していくべきだと私は考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、総合学習について、農作業や地域の歴史を学んだり、地域の伝統芸能などを通じて地域の方と子供の触れ合いが広がっているということは、私も大変すばらしいことだと思っておりますし、重々わかっております。ただ、新規にそういうところに携わりたい、参加させていただきたいが、だれに相談してどうすればいいのかわからない部分がたくさんあります。実際、私もそれに参加させていただきたい 1 名だったので、教育長、県の教育委員会、西郡を考えていたものですから、1 市 4 町の教育委員会もすべて回らせていただいたら、「大変結構なことだ。ぜひ実行してくれ」と言われました。しかし、実際に学校に行ってみると、もう決まっているから、年間行事はすべて入っているからと言われて、それ以上話を進めることができなかつたのが現状であります。

そんなことから、いつどういう形でだれにそれをお伝えして、きちんとした形で受け入れていただけるようなものを実施できるのか大変不安に思ったことがありました。ぜひそういうところを、先ほど温かい言葉で窓口をつくってくださるといことがありましたので、私たちを少しでも援助していただきたいと思ひます。どうぞ最後までよろしくお願ひいたします。

新宮征一副議長 学校教育課長。

芳賀 彰学校教育課長 お答えいたします。

まず、学力のことについて、現在これまでやってきたものということではありますが、文部科学省では、教育課程実施状況調査をしております。これは、平成 14 年 1 月から 2 月に実施しており、旧、つまり古い学習指導要領の内容の調査を行っております。中身につきましては、小学校 5 年から中学 3 年生まで無作為に抽出し、国語、社会、算数、理科、英語のテストと意欲を見るアンケートなどを実施しております。

この結果が平成 14 年 12 月におおむね良好という判断で出されております。詳しい分析結果は、ことし平成 15 年 5 月、先月になりますが、公表されております。今後のことですが、文部科学省によりますと、平成 16 年 1 月に文部科学省でテストを実施する予定だと伺っております。

続きまして、総合的な学習を新たにということ、学校の対応あるいは教育委員会での対応ということではありますが、先ほども委員長の方から答弁がありましたように、教育委員会の学校教育課の方でこれから新たに御協力いただける方、支援者、協力者などにつきまして、今後情報を得ながら、各学校へ互いに情報を交換し、あるいは学校でこんな人はいないのかというような要望につきましても、これからいろんな場で情報を交換しながら、学校教育に生かしていきたいと思っております。以上です。

新宮征一副議長 榎津議員。

榎津博士議員 どうもありがとうございました。

これからも子供たちのため、教育委員長を初め、関係者の皆様の御尽力をいただき、すばらしい子供たちが次代を担っていけるように、御努力をいただきたいと思います。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

新宮征一副議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時 10 分といたします。

休 憩 午前 10 時 57 分

再 開 午前 11 時 10 分

新宮征一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

新宮征一副議長 通告番号 14 番について、17 番川 越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について質問し、市長の答弁を求めるものであります。

通告番号 14、市政一般について、市町合併問題の現状と課題について、住民意識の把握と行政の説明責任について伺います。

合併問題については、ここ数年多くの議員が質問しています。改めて会議録を見てもと、いずれの方々も住民に対する十分な説明の必要性を訴えており、市長もまた、合併というのは住民の意思が基本であり、それぞれの地域の実情や総意を踏まえ、十分な論議がなされるべきであり、そのためには当然として地域住民の自主判断を可能とならしめるような十分な情報提供をすべきであると答弁されてきました。また、目先のことだけではなく、行政サービスの低下をさせずに、50 年後、100 年後を見通したまちづくりを考えていくのが合併に対する考えであるとも言われております。

本市の合併の動きは、昨年 11 月に西村山広域事務組合の中に設置された西村山広域行政圏市町合併調査研究会より、合併の枠組みは西村山の 1 市 4 町とし、合併の時期は特例期限内を検討すべしとの報告を受け、理事者で協議がなされました。その結果、本年 2 月に大江町、河北町を除く寒河江市、朝日町、西川町の 1 市 2 町が、合併を目指して任意協議会準備会を設置し、合併に向けた準備を進めることが確認されました。その後、住民座談会が開催されるなど、具体的に動き出していますし、5 月 15 日には準備会事務局も開設されました。

議会における市長答弁や座談会で配付された資料を見ますと、合併を進める背景として、一つに地方分権の進展、二つには日常生活圏の拡大、三つには少子高齢化の到来、四つには厳しい財政状況とあり、つまりスケールメリットを生かした合併の必要性が強調されております。

地方分権の改革は、国と地方自治体の関係が上下、主従の関係から、横の対等平等の関係にかわり、権限についても国から地方自治体に移譲されるなど画期的なものであります。ところが、権限移譲に伴う財源の移譲がまだなされず、懸案事項となっているのは御案内のとおりであります。

市長は、全国市長会を通じて、これまでも国から地方への財源移譲や地方交付税所要総額確保などを重ねて要請しているが、いまだ十分な成果が得られず見通しが立たない状況であり、そういった財政環境の変化にどう対応していくのかの観点から合併を判断すべきものとも言われております。財源の移譲は、本来地方分権とセットのはずであり、地方交付税額確保の関係についても、国と地方自治体が対等、平等と言いながら、実態は改革以前の国で財政を握って放さないという古い体質を示しているものであって、これらは合併をする、しないにかかわらず、まさに国と地方自治体が対等な関係の中で解決し、確保されなければならない課題であって、これを合併の最大の口実にするには異論があります。私は、住民が自主的に判断できるようにするためには、どういった進め方をすべきかという観点から、幾つかの点についてお伺いいたします。

まず最初に、分権時代における寒河江市の適正規模をどのように考えておられるのかお伺いいたします。スケールメリットを考えるならば、大きければ大きいほど効率もよく適正と考えておられるのか。地方分権を住民自治の観点から見た場合、住民参加の視点が重要となります。したがって、面的な要素、いわゆる広さについてもどのように考えておられるのかも含めて御見解をお伺いいたします。

次に、今日の財政状況の悪化が起こった原因及びその解決策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。そもそも自治体財政悪化の最大の原因は、警鐘が鳴っているにもかかわらず、「赤信号みんなで渡れば怖くない」方式で、バブル崩壊後の国の景気浮揚政策による公共事業を安易に受け入れたことや、見通しの立たない大型プロジェクトを強引に推し進め、借金の増加を来してきたことだと思っております。まさに外的な要因だ

けによるものだけでなく、自治体経営に問題があったと思うのであります。そして、その手法が合併まで余儀なくされている今日でも、いまだその延長線上にあるということでもあります。

したがって、その解決策は、合併で事が済むというものではなく、合併は対策の一方策にすぎないと思うのであります。でなければ、寒河江市が今合併をしようとする6万や9万の規模では、10万以上の都市や25万、30万の都市は財政悪化は起こさないはずであります。さまざまな対策の中で、従来のやり方の見直しをも含め対応すべきだと思うのですが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、合併すると借金がなくなるのでありましょうか。資料によれば、合併すると人件費だけでも9億6,000万円削減されるとなっております。それでは住民の税負担が軽減されるのでしょうか。

また、今回配布されている資料について申しあげているんですが、合併すると年間40億7,200万円削減されるとなっておりますが、その金はどこに回されるのでありましょうか。地元におりる金が40億7,200万円も減っても、地域経済への影響はないとお考えなののでしょうか。以上のことについても、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、スケールメリットとして人件費削減が強調されています。特別職を除く一般職が465名から378名へと87名、金額にして7億1,000万円余が削減されるとされています。自然退職、後補充なしとした場合、この法定等人数になるのは何年後なのかお伺いいたします。それに378名の法定等人数には、教育委員会、病院、水道、下水道などの職員は含まれていません。実際どうなるのかもあわせてお伺いいたします。

次に、合併すると地域のイメージアップにつながり、企業の進出や重要プロジェクトの誘致が期待できると言われています。今寒河江市が進めているチェリーパーク建設などは、今後どういう扱いになっていくのかお伺いいたします。

次に、合併に伴う市立病院の整備計画について伺います。市立病院整備に向けて、土地開発公社が周辺の土地を先行取得しております。さらに、以前から人工透析の強い要望がありまして、この点については再整備計画の中で導入が予定されておりました。昨年示された実施計画では、14年度に病床計画の策定、15年度に基本計画の策定、16年度に基本設計の策定が組まれておりました。今年示された実施計画からは除かれておりますが、合併に伴って、今後どのようにしていくのかお伺いいたします。

次に、なぜ広域事務組合での調査研究結果に基づく1市4町でなく、大江、河北を除いた寒河江市、西川町、朝日町の1市2町で合併を急ぐのでありますか。もしかして、寒河江市、西川町、朝日町が公立病院を抱えていることから、病院問題をまず当事者間で整理して、2段階発車を想定されているのかお伺いいたします。

また、門戸をあけていると言っていますが、今後大江町や河北町が合併に参加した場合、対等合併となるのか、それとも編入合併となるのか。その分岐の時期はいつなのか示していただきたいと思えます。

次に、住民の意思を把握するための住民投票や住民アンケートの実施時期も含め、今後のスケジュールを示していただきたいと思えます。

次に、各資料の提供は、当局側からに限らず、住民からの求めがあった場合も、積極的に行うべきと思えますが、このことについての見解もお伺いいたします。

次に、短期間で合併したケースとして、大船渡市、三陸町を視察されているようでありますが、どういう条件のもとでの合併であったのか、その概要をお伺いいたします。

以上、質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待いたしまして、第1問を終わります。

新宮征一副議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、適正規模のお尋ねがございました。行政を運営する上で、一定の行政水準を維持するためには、小規模な団体であっても一定の人的体制、事務的経費、施設整備費などの固定的な経費が必要になります。したがって、一般的に規模の小さな市町村においては、人口等に比して行政経費が割高になり、逆に規模の大きな市町村においては割安になる傾向がございます。規模の利益、つまりスケールメリットが働くと言われております。

旧自治省の市町村合併研究会報告書において、また総務省の合併後の人口規模等の類型においても、すべての市町村を一律の基準で画することはできないが、地域の実情に応じて市町村の望まれる人口規模を示すことは可能であるとしておりまして、地方圏におきましては、複数の地方中核都市が隣接している場合は人口 50 万人超。地方中核都市と周辺の町村で一つの生活圈を形成している場合は人口 20 万人から 30 万人程度。人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圈を形成している場合は人口 10 万人前後。隣接している町村で一つの生活圈を形成している場合は人口 5 万人前後。それから、中山間地域等において、同一の谷筋でのまとまりなど複数の町村が隣接している場合は、人口 1 万人から 2 万人程度の五つの類型を示しております。これが市町村の適正規模の一応の目安になるものと述べられております。

現在、交通・情報通信手段の発達等に伴い、住民の日常生活圏は既存の市町村の枠を超えて拡大しておりまして、行政ニーズも市町村の枠を超えた公平性の確保や土地利用、公共施設の利用へと拡大しております。加えて、環境問題や情報化の推進など、従来の行政区域の枠組みの中では十分対応し切れない行政課題も発生しており、地方分権下においては、日常生活圏の中での自己決定が求められるものと考えております。そういう意味におきまして、分権時代においては、人口規模もさることながら、日常生活圏、自然的・地理的なまとまり、歴史的・文化的なつながりを考慮したところの区域が市町村の適正規模ではないかと考えております。

それから、財政危機の問題でございます。財政危機が起こった原因とその解決策という国レベルの御質問のようでございますが、財政危機はバブル崩壊とともに、経済のグローバル化による国際競争の激化等により、所得税や法人税等の国税が減少し、極めて厳しい財政状況になったものと思っております。その解決策の一つとして、国は今後の経済財政運営及び経済社会構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針を定め、その中で自立し得る自治体を確立するために市町村合併を推進し、速やかな市町村の再編を促すものとしております。

それから、合併した場合の借入金と税負担についての質問でございますが、合併後の市町村の一体性の観点から、合併前の財産は、債務も含めて合併後の新市に引き継がれることがほとんどのようでありますので、借入金につきましては、合併後の新市において返済していくことになると思われれます。また、平成 17 年 3 月まで合併した場合の特例措置として、10 年間合併特例債の発行が認められますので、それらを活用しまして合併後の新市のまちづくりに取り組んでいくことになると考えております。

それから、税負担ですが、現在寒河江市、西川町、朝日町間で税率の異なるものがございます。合併した場合にどうするかは、当然問題になると思えます。合併後、5 年間は不均一課税をすることができます。税につきましては、きのう、おとといの遠藤議員の一般質問でもお答え申しあげましたように、合併協議会の中で十分協議されるものでございます。

それから、人件費の削減の問題が出ておりますし、退職者のことも御質問にございました。特に人件費削減により生ずる金の使途についてでございますが、合併を検討する大きな理由の一つには、少子高齢化社会への対応があらうかと思えます。少子高齢化社会の進展に伴いまして、今後税収入の減少が予想されますし、現在

の行政サービス水準を維持するのが難しくなることが、これまた予想されますので、合併によるスケールメリットを生かして、効率的な自治体運営を行おうとするものでございます。

合併後、何年後に職員の数が法定等人数になるのか。また、教育委員会等の職員はどうなるのかという御質問もありましたが、法定等人数につきましては、3月に実施いたしました地域座談会において試算結果を示したところでございます。その際にも説明しましたが、その試算は、人口と産業別就業人口割合で分類された職員数のモデルを用いたものであり、実際の職員の数につきましては、合併後の新市の事務組織や機構がどのようになるかで異なってまいります。合併後の事務組織や機構につきましては、合併協議会において協議していくものでありまして、教育委員会や病院、水道などの職員についても同様に合併協議会の中で検討されるものと思っております。

それから、大きな事業とか、あるいは病院の問題についての質問でございます。

チェリークア・パークについてでございますが、現在民活エリアの事業者の誘致活動を積極的に進めているところでございます。チェリークア・パークは広域滞在型観光拠点施設として整備を進めてきたものであります。市町合併によりまして各市町が有する観光資源を有機的に結合し、より有効に活用することが可能になり、クア・パークの果たす役割はますます大きくなるものと考えておりますので、今後とも民間事業者の誘致活動に努めてまいります。

それから、病院の問題でございますが、任意合併協議会設立準備会を構成する1市2町とも公立病院を保有していることは御案内のとおりでございます。合併後の三つの病院の取り扱いが大きな課題になってくるものと考えております。その病院の整備計画につきましても、合併協議会の場で十分検討されることになるものと考えております。

それから、1市2町の枠組みでやることへの御質問でございますが、これまで議会や市報、施政方針におきまして、西村山1市4町による合併が望ましいが、1市4町にこだわらず、合併に前向きな町と議論を深めていくと申しあげてまいりました。

1市2町の枠組みになったことにつきましては、3月3日の議会全員協議会において説明し、そして地域座談会でも説明いたしました。さらに、4月5日号の市報にも掲載したところでございますが、ことし2月28日の広域行政事務組合の理事会におきまして、大江町と河北町長は自立の方向で進む考えを強く示したため、17年3月を目指した1市2町による任意合併協議会設立準備会を設置することになり、このことは1市4町による広域行政事務組合の理事会で確認されたものでございます。1市4町の枠組みについては、1市4町で十分議論し合った結果、1市2町の枠組みになったものであります。

また、大江町や河北町が参加したい場合との御質問でございますが、合併の方式として新設か編入かということは、いつの時点におきましても、合併協議会の中で協議していくものでございます。

次に、合併に関する情報の提供の問題でございます。このことにつきましては、一昨日の遠藤議員の質問にお答え申しあげましたように、7月上旬の設立を目指している任意合併協議会の協議結果等につきましては、任意合併協議会だよりの発行などを行い、逐一住民に対し情報提供をしていく考えでございます。

また、住民アンケートや住民投票につきましても、遠藤議員の質問にお答えしておりますように、現実的な合併後の将来構想が示された段階で行うことが一つの方法ではないかと考えておりますが、今の段階では考えていないところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、7月上旬に任意合併協議会の設立を目指しており、任意合併協議会の中で示されることになるものと思っております。

それから、収集した各種資料の情報提供につきましては、合併協議会が市の組織でないため、合併協議会で検討すべきことではありますが、一般的に他市から提供いただく資料は、事務遂行のための内部資料として提供いただくものでございまして、提供いただいた側が第三者の求めにより情報として提供することはいかなるも

のかなと思っているところでございます。

それから、大船渡市と三陸町の短期間で合併した例についてのお尋ねもございました。大船渡市と三陸町は平成 13 年 11 月 15 日に合併しましたが、合併までの経過は、13 年 5 月 31 日に任意合併協議会が設立され、7 月 13 日に法定協議会の設置について議会の議決を得て、7 月 16 日に法定協議会が設立されました。そして、8 月 31 日に合併協定書の調印が行われ、9 月 6 日に三陸町、翌 7 日に大船渡市の議会において合併議案が議決され、県議会の議決を経まして、11 月 15 日に合併したものでございます。合併の方式は編入合併であり、47 の項目について協定書が作成されておりました。以上でございます。

新宮征一副議長 川越議員。

川越孝男議員 1 問目に対する答弁をいただきましたが、答弁の中身が私の質問したのとちょっと違う部分などもありましたので、2 問目に入らせていただきたいと思います。順序は先ほどのものと一致しない部分もあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今ずっと 1 問目の答弁をお聞きしまして、寒河江、西村山の市町の合併は、広域事務組合の中で検討してきた結果、市長も今言われているんですが、1 市 4 町が望ましいと。そして、合併の適正な規模でも国の方から示されているのは五つの枠があるということですが、そういうものを受けて西村山の広域の中で調査研究した結果、西村山の 1 市 4 町がいいであろうとなったんだと思うんです。

そうすれば、今寒河江・西村山地方のそれぞれの自治体はいろんな意味から見て、そこにいくのが一番いいのだと。しかし、それぞれの自治体が主体的にまた判断した場合に、河北町は別な道を歩むということが、この前の議会の市長の説明の中ではございました。大江町については、その枠組みはいいんだけど、時期尚早ということであったと私は記憶しているんです。会議録を見てみてもそうなんです。そうしたときに、1 市 4 町でいくように努力することが必要なのではないかと思うんです。

具体的にいうと、大江町がすっとんと抜けてしまうと、朝日町と合併するというわけですから、それからまた特殊事情かもしれませんけれども、財政的なものとか効率的なものという以前に、大江町と寒河江市の中では飛び地という問題がありまして、市政執行する上で、まちづくりをする上で問題になっている案件があるわけです。これについては、双方の住民も、あるいは行政にかかわる人もみんな、将来の課題として合併したときに解決するんだと思っていたの。そういうことからすれば、やっぱり努力する必要があるのではないかと思うし、なぜまざれないのか、もっと理事者の中で話を聞いて決めてほしいというのが市民の率直な声であるということ、まず申しあげたいのであります。

それから市長は、1 市 4 町が望ましいんだけど、1 市 4 町にこだわらず、前向きな町と進めていきたいと言われて、現実にそういう路線で進んでいるんです。この進め方について、実は私議員をしている関係もあるんだと思ひますが、周辺の町の議員とも話をする機会が多くあります。あるいは、役場の職員とも町民とも話をする機会があります。そうしたときに、本当は 1 市 4 町がいいんだけど、まず「する人、この指とまれ」でやる人だけ先に進むという進め方についてクエスチョンの声が聞かれる。

批判とか何かではなくて、そういう声があったから申しあげるんですが、寒河江市の進め方、例えばチェリークア・パークの進め方。土地を売買するときに、みんな買ってくれるかわからなかったわけ。だとすれば、みんな買う、開発をすると言ってから譲渡契約すると議会でもなりました。しかし、最悪の場合は買わないところがあってもしょうがない。買ってくれるところだけに売って事業を進めるといって進んだんです。そうしたら、最終段階で東京に行って、中国パールにとにかく買ってくれということになって分譲したわけですが、土地代は 20 年の延納。契約保証金は全体的に半額に減免し、中国パールについては免除した。事業計画も未発表のまましたわけです。そして、結果は皆さん御承知のとおり、今なっているわけです。

本来、もっと十分にコンセンサスを得てから進まなければならないのに、寒河江のコンセンサスを得ないでどんどん進めていくという手法についてクエスチョンなんです。議会ですういふ話が出ているけれども、多数は賛成して通っていく。こういうことについてクエスチョンだという話が聞かれるんです。こういうことが周辺住民や関係する人たちの心の中に潜在的にあることを受けとめて、合併問題を進めなければいけないのではないかということ、そういう声を聞いて感じました。この点について率直に申しあげましたけれども、私はそういう声もある、そういうことも受けとめながらしていくことが、今寒河江の執行部にも、あるいは私ら議員という立場でもあるのかなということを感じているところであります。

あと、具体的な点で幾つかお尋ねしたいんですが、資料はこれまでも出すということをお言われておりますし、特例法の第 5 条で 4 点が定められています。基本的な計画と県の計画の関係はあれですけど、3 号と 4 号

について、まず3号の公的施設の統合整備に関する事項についてどういうものを入れるのか、いつ決めるのか。それはいつもの「7月に任意協議会ができてから、その中で協議をしていく」ということなのか、その前段に準備会で大まかな原案などもつくっておられるのか。いつごろそれが明らかになるのか、まずお聞かせいただきたいし、どういうものが入るのかということ。

そして、決まっていなくても、もう素案的なものから住民に公表しながら意見を求めていくという手法をとっていただきたいと思うんです。その原案をつくるためにです。最終的には法定協議会の中で全部整理され、議会の議決を得るというふうになるんだと思うんですが、その前段の任意協議会の段階で、原案をつくる課程の中での素案を、事務方の中だけでしていくのではなくて、広く住民の意見を聞きながら進めていただきたいということをお願いしながら、見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、4号関係の合併市町村の財政計画の問題です。この関係も、先ほど市長からお話がありましたように、特例債が10年間、事業の総額に対して95%の充当率であります。これも数字ははっきりしたものでないと言われれば、議論もできないんですが、これで示されている1市2町、寒河江市と西川町と朝日町でした場合で出されているこの数字で、私議論しているんですが、先ほどのスケールメリット、人件費の問題も、ここに出していながら議論にならないことになっては困りますので、これで言いますと、事業の上限が191億2,000万円。それから、一体感を醸成するための基金も10年間ありますけれども、上限20億6,000万円使える。そして、そのほか今の交付金も10年間は額が保証される。このほか、これだけの新しい銭も使える。そして、10年後の5年間も激変緩和措置がとられて、段階的に新しいものに戻していくということです。

そうして見ると、今回のこの合併は、本当は1市4町でやるのが望ましいと言いながら、それもけっぽって1市2町で進んでいく。財政的に本当にどうなのかと思う。そういうことからして、協議会で示される財政計画はいつまでのものをつくるのか。これからすれば、15年後以降に、合併していった後、実質的にどうなるのかがあらわれてくるわけありますから、やっぱり最低20年間の財政計画を立てなければ、合併した後の新しい自治体の財政がどうなるかはわからないと思うの。したがって、国の方では、この4号の財政計画を策定するのに、期間の指導などがマニュアルの中にあるのかどうかお聞かせいただきたいということと、よそで合併したところの財政計画は何年先まで立てているのかもお聞かせいただきたいと思います。

それから、これまでも、先ほども住民の意思が基本ですと言われてきておりますが、住民投票はしないと。計画がある程度出た段階で住民にそれをお示ししながら、住民アンケートとかで意向を聞くのはやぶさかではないという答弁をされております。

そこで、お尋ねします。朝日町や西川町はどのようにしようとしているのか。私は、西川町の前向きな対応をしたいというお話も聞いていますので、その辺まずお聞かせいただきたい。もし住民投票ではなくて、住民アンケートをとるとなった場合、対象者をどのように考えているのか。住民投票といういろいろな手続的に難しいということで、住民アンケートなら住民アンケートでも私はいいのかなと思うんですが、そうした場合に、例えば中学生以上、あるいは高校生以上の方全員を対象にしてするとか、こういうことも含めて、対象者やる場合にどういうことを考えているのか。朝日町や西川町はどのように考えで進んでいるのか、この辺もお聞かせいただきたいと思います。

これで、まず2問にいたします。

新宮征一副議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

新宮征一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 第 2 問にお答え申し上げます。

一つは、枠組みのことでございまして、1 市 2 町の枠組み、特に大江町のことでございます。大江町のことを特別に申しあげるのはいかがでしょうかと思いますが、新聞に出ておりましたので申しあげたいと思います。

大江町長の立場としては、13 年秋からつくられ、1 年間かかって 1 市 4 町の広域行政理事会でまとめてほしいということに対して、14 年 11 月初めに出てきた報告書に対し、了承しないという立場をとってきました。ことしになって 2 月 28 日に準備会設立の話が出ましたが、そのときにも大江町の言い分としましては、合併は時期尚早であると、それから、自立でいきますと。方向性を得るための勉強会にも入らないと。行政のあり方に対する哲学が違うんだということをはっきり申しあげておるわけでございます。

1 市 2 町の枠組みというのは、何も寒河江市長がやっているのではございませんで、1 市 4 町でお互いに確認し合ったことでございます。大江町と河北町は自立の道をたどるということでございますから、それでは 1 市 2 町でこれから進みましょうということになったものでございまして、その辺をはっきり皆さんにも知っていただかなければなりません。寒河江市長がリードして、1 市 2 町の枠組みで早く合併という推進役をしていると受け取られては、全く心外でございます。1 市 4 町の首長間でお互いに確認し合って、まず 1 市 2 町でいくとなったわけでございますので、その辺をはっきり知っていただかなければならないと思っております。

それに関連して、私の進め方、クアを含めての御質問があったようでございますが、私はここまで市民の信頼を得て、市民と同じ視点に立って、あるいは市民の視座で大きな事業から、あるいは小さなお仕事まで一緒になって進めてきました。それだからこそ、信頼を得て、そしてまた信託を受けてここまでやってきたと。ですから、私が事業を進めるに当たってのスタンスといいいますか姿勢というものは、市民が十分理解してくださっているものと思っております。

私も市長という立場にありますから、市民の将来を考え、市の発展を願いながら、先を見て、将来どうあるべきかという考え方で立場をとらなければならないわけでございまして、後ろから追いかけていくものではございません。やっぱり市長の考え方、理念を持って、あるいは抱負を持って、夢というものを持って進めていかなくてはならないということは、私の立場から当然のことでございます。そういう中で、今まで大きな仕事から小さな仕事まで、市民の理解を得て、そして信頼を得てここまで進んできたと言えると思っております。

それから、公共施設の問題、財政の問題をどうするのかということがございましたけれども、何回も繰り返して申しあげているように、合併協議会の中で協議される問題でございまして、今申しあげる段階ではございません。

それから、朝日町とか西川町のアンケート等々への対応というお尋ねがありましたけれども、これも私から申しあげるものではないと思っております。以上です。（「財政計画書のことについて」の声あり）

公共施設にいたしましても、合併協議会の中で協議して定めることでございまして、今私から申しあげるものではございません。

川越孝男議員 その答弁はあったんだけど、そうではなくて、中身はこれから協議会でだけれども、20年のスパンで考えるのか、あるいは国の方からの指導などどういうふうになっているんだということと、よそでやっているところは何年ぐらいのをつくっていましたかと聞いたのに、それに対する答弁がないんです。

新宮征一副議長 それも含めての今の答弁だと思います。これからの協議という答弁だと思います。川越議員。

川越孝男議員 国からの指導があるか、ないかだけだから、私が聞いている部分はこれからの協議の問題ではないと思うんですが、議長。3問目に入りますけれども、2問目の答弁漏れがあって、議長がそういうふうにおっしゃいましたので、あえて言うんです。したがって、私は立たないで、答弁漏れだったから聞いておったんです。

まず3問目に入りますが、今の関係で、確かに財政計画をどういう内容にするかというのはこれからだと思えます。しかし、15年間はそういう形になるから、国の方からの合併の際のマニュアルや何かではどうなっていたのかというのは、指導がないならないとか、あるならある、どういうふうになっているとか、そういうことは答えられることなんです。先ほど合併する市の適正規模はどうですかと聞いたら、国の方では5ランクがありますと。これと同じように、国からあるのかないのかを聞いているわけですから、それについては議長が余り口を挟まないで、質問した人と答弁者との間のことですので、きちっと受けとめていただきたいということを、まず申しあげておきます。

それで、その関係をどうなっているのか再度お尋ねします。それから、これまで合併したところの財政計画は、何年先までのものをつくられているのかということも聞いていますので、これらについても答弁がなかったので、お答えをいただきたいと思えます。

それから、今こういう形で合併を提案していながら、寒河江・西村山の市町合併を考えるというのを見ると、中で「こういうメリットがあります」と提起しているわけです。私はこれに基づいて、もちろんこの数字ははっきりしたものではないと当局も言っていますが、ここでは引き出された数字については、こういうわけだという説明があってしかりだと思うんです。ところが、すべて「協議会で」と言われると「住民が基本的に判断する」とおっしゃいながら、議会の中で住民の代表、市民の代表という立場で質問したことについて、「それは合併協議会の中で」と言われたら、もう何かむなしい思いをしますし、それはいかなものかと思うんです。

私は1問目でも申しあげたんですが、市長は「目先のことでなくて50年後、100年後のまちづくりをどうするかなんだ。そういうことで合併問題は議論しましょう」と言っているんです。そうすれば、そういう視点での議論がなされなければならないと思うんです。だって、合併すると交付税は今のものを10年間保証します。合併特例債は先ほど申しあげましたように、1市2町でした場合には使える枠が百九十億ある。基金は20億円あるという話です。どういうものをつくっていくかという議論ができなくて、そしてこれからまたその金を使ってどんどん借金を利用するような形での市政運営をやっていったら、今までと同じようなことになるんじゃないかと心配です。

今回、1市4町が一番効率的だと言われながら、まず1市2町で進んでいくことなどもあわせ考えますと、市民が心配している、合併してどういう町をつくるかというよりも、合併して特例債やなんかを利用して10年間進んでいくと。今はもう合併しないと財政的にも大変だけれども、合併することによって、また借金する枠が認められる。したがって、10年間それを使ってやっていくという形にしか見えないとおっしゃっている市民の方もいます。私は、そんなことではないと思うものですから、その裏打ちを、不安がないということをも市民の皆さんにも言えるように、執行部の見解をお尋ねしているんです。そうあるべきではないかということも申しあげているんです。それに答えなくて、「住民が基本だ」なんて言っても、それは言葉だけで、市民の

胸には響かないと私は思うんです。

したがって、あえて先ほどの点についてもう一度お尋ねしたい。そうでないと、寒河江市も財政的に大変になってこっちもさっちもいかない。合併特例債で向こう10年間、また金を借りる道を選択してやっていくとなったら、その15年後、市民はもっとその負担を強いられる形になる。そうでないと言うのであれば、そうでないような方策を、今言える段階でのものをきちっと言っていくことが私は必要だと思いますし、任意協議会で案をまとめるにも、最終的には法定協議会の中での確認になりますけれども、その原案作成する段階でも、素案的なものを住民に開示しながら一緒にやっていくべきではないかと申しあげているんですが、それだって今度「そうやるかやらないかは合併協議会の中の問題だ」と言われたら、何ともしようがない。

だとすれば、今は準備会ですか、準備会の委員長の助役から見解を求めたいと思います。市長が答えられないのだったら、今の2問目でお尋ねしたことについて、準備会委員長から答弁をいただきたいと思います。通告はもちろん市長にしているんですが、それが別だとなれば、ここにいらっしゃるわけですから、そういう重要なことは、とすら言いたくなります。したがって、まず市長の方から、先ほど申しあげたようなことについて、再度お答えをいただき、そして今申しあげたようなことをぜひ受けとめていただいて、市政執行に当たっていただきたい。

市長はもちろん選挙で選ばれて市長になっているわけですから、それについてどうこうとっていません。しかし、先ほど申しあげたチェリークア・パークの進め方について、既成事実だけを積み上げて、そういうふうに見ている方がいらっしゃるんだと。もう少し話をしてから進むことはできないか。そういう手法についてクエスチョンをお持ちの方がたくさんいらっしゃるのです。

そして、今回の合併の進め方についても、同様にそういうクエスチョンになっていったら困るなと思いますし、2問目でも申しあげたように、大江とは飛び地の問題もあります。大江の町長さんからあったに当たって、市長が言うように本当に50年後、100年後の寒河江の将来を考えたら、もっと努力すべきなのではないかと申しあげたわけでありまして。市民の皆さんがそういう気持ちで受けとめているわけですので、私もそういう立場に立ってお尋ねしたわけでありまして。以上で3問を終わります。

新宮征一副議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 国からの指導があるのかないのか、それからほかに合併した市の場合、どのようになっているのかは、担当の方が了知しておれば、担当の方から答弁させます。

それから、どう決めていくのか、それから 1 市 2 町の将来像については、何回も同じことを言いますが、協議会の協議の内容に入り込んでしまうわけですから「答えない」のではなく「答えられない」のでございます。私から今の段階でとやかく申すものではございません。

それから、特例債を使って、借金をまたふやすのではないかというお考えのようでございますけれども、こういう厳しい市町の状況をどう切り抜けていくか、どのようにしていくかは、全国の自治体が考えていることでございます。何もこれを使って借金をふやそうとか、あるいはまた箱物をつくるとか、そんなことを念頭に置いているわけではございません。

どう切り抜けて、将来の 50 年後、100 年後の自立できる町をつくっていくかと。今自治体は、地方分権とされている中で、非常に厳しい状態に置かれ、存立そのものをどうのこうのと言われている段階でございますから、その状態の中で市民の幸せを願って、地域の発展を考えていくことではないかと思っております。ですから、議員のように「特例債を使って借金をふやすのではないか、それどうするんだ」という見方は私はしておりません。

それから、先ほど申しあげましたけれども、多くの市民の方は、これまでやってきたプロジェクトにしましても、何にしましても、市長のやり方に信頼を置いているということは、私もじかに接して話を聞いておりますし、これからも間違いのない選択という希望を話されておりますから、そういう声を聞いて、これまでずっとやってきたということでございます。

平成 15 年 6 月第 2 回定例会

新宮征一副議長 助役。

安孫子・也助役 今、準備会の話がありましたけれども、準備会につきましては、あくまでも任意合併協議会の規約、あるいは構成メンバー等を定めるものでありまして、合併の内容までは協議いたしておりません。

新宮征一副議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 合併市町村の財政計画の件でございます。合併特例法の中に市町村建設計画策定の義務がございます。その市町村建設計画、いわゆる新しい市の将来構想の中で財政計画も策定しなければならないと規定されております。ただし、法律上、この財政計画の期間を何年間策定しなければならないということは、規定されておられません。そういうことで、ただいま市長も答弁の中で、その期間についても合併協議会で協議されるべきものとお答えしたと思っております。

なお、国の指導ということでありましてけれども、財政計画の期間について直接の指導はございませんけれども、物の本によれば、最近の合併の事例をしてみますと、財政計画の期間はおおむね 5 年から 10 年というのが多かったようです。ただし、近年の財政計画の期間は、合併特例法の改正にも関係しております。まず一つは、特例債が受けられる事業は 10 年間となっております。それから、交付税の算定の特例も合併特例法の改正で 5 年から 10 年と変わっております。という観点から、近年は 10 力年の財政計画をつくる団体が多いようでございます。ただし、本によれば、10 年の場合、年を経るごとに乖離が大きくなる可能性があるということで、前期と後期に分ける方法もあるのではないかというようなことが書かれております。以上です。

内藤 明議員の質問

新宮征一副議長 通告番号 15 番、16 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告しておりますそれぞれの質問事項について、市長に質問いたします。

質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思えます。

最初に、特別養護老人ホームの待機者解消についてお尋ねいたします。

さて、基礎的な自治体を保険者に 2000 年 4 月から始まった介護保険制度は、だれもが住みなれた場所で、安心して暮らし続けていけるようにすることを実現するための手段の一つとして誕生しました。地方自治体の役割は、家族や地域社会の自然な協力だけでは補えない、暮らしを支えるサービスを人々が負担し合って、必要としている人たちに届けるということでありました。

この介護保険制度が動き出して 3 年余り。本市においても、去る 3 月、第 2 期介護保険事業計画を策定し、老人保健福祉計画も見直しがなされております。率直に言って、制度を安定的に運営しようとしている余り、高齢者の生活自体を、この仕組みに合わせようとしていないだろうかという心配があります。確かに生活を支えるサービスのすべてを、この保険制度で抱え込もうとすれば、破綻してしまいます。だからこそ、この制度でできていること、できていないことを率直に示し、さらなる手だてを考えることこそが必要なことだと思います。

ところで、介護保険は「施設から在宅へ」をスローガンにしているとおり、高齢者が住みなれた自宅で自立して暮らすのを社会で支え合うというのが介護保険成立のねらいでありました。しかし現実には、施設から在宅への流れはほとんど生じておりません。そればかりか、特養などの介護老人福祉施設の待機者数は全国的に増加しており、制度の目的とは全く正反対の展開になっているのであります。

そこでお尋ねいたします。本市においても例外なくそうした状況にあることは、容易に予測できます。本市の特別養護老人ホームの待機者数は 130 人となっておりますが、待機日数についてはいかにほか。制度実施以前と比較してどうなのか、まず伺いたいと思えます。

また、同施設については、本年度の重要事業の要望書でもわかりますが、17 年度に 50 床を新設する目標を掲げております。しかし、慢性的な施設サービスの不足の深刻さからすれば、焼け石に水に等しく、これでもなお不足するものと考えます。どうせやるなら、将来をもう少し確に予測し、それに即して対応すべきことと思えます。本来なら、介護老人福祉施設のベッド数は自治体独自で判断すべきことだと思いますが、仄聞するところによりますと、19 年度までの国の目標値があって、参酌標準があるからということもささやかれております。実際にそうしたものが現存して、それが下地になっているのかどうかお答えをいただきたいと思えます。

さらに、こうした慢性的な施設不足に対して、厚生労働省は昨年 8 月特養待機者の困窮度に対応した入所基準の見直しを発表しましたが、私は利用者の自己選択という原則からすれば、解決する道はただ一つ、新設や増床に尽きるものと思えます。この見直しは、必要度の高い希望者が優先的に入所しやすくなる反面、例えば入所を希望しても「あなたよりもっと必要度の高い人がいるのだから」として、例えば入所を希望しても入所ができなくなる人が出てくることになって、これでは「必要な人が必要なときに」としている介護保険制度の本来の趣旨に反するやり方であると言わなければなりません。希望者の入所順位について本市の現況はどのようになされているのかお尋ねし、厚生労働省の見直し基準についてはどのようにお考えになっているのか、あわせて伺いたいと思えます。

次に、福祉バスの運行についてお尋ねいたします。

私は、平成10年3月にも低床式の市営コミュニティバスの運行について質問しておりますので、多分おわかりになっていると思いますが、本市で配備している福祉バスと称するものとは少し趣が違いますので、あらかじめお断りしておきたいと思います。

近年、障害者や高齢者の社会参加を促進するために、移動支援としてリフト付福祉バスや市営バス、町営バスが近隣の自治体においても運行されております。既に先進地においてはノンステップバスも運行する事業が実施されております。本市の第4次振興計画の中で、福祉のまちづくりの現況と課題ということで、次のように記されております。

「人生80年時代という長寿社会の到来に伴い、高齢者の自立と生きがいづくりを推進し、社会参加をさらに促していくことが必要です。また、高齢者のひとり暮らし世帯の増加が予測されることなどから、互いに地域で支え合う体制づくりも課題となっています。また、慢性疾患への疾病構造への変化や高齢化の進展の中で、何らかの障害を持って生活を営んでいる人が多くなっていますが、すべての人々が障害の有無にかかわらず、地域の中でともに求められています。これまで、障害者に配慮した生活環境の整備や障害者に対する意識の啓蒙を図ってきましたが、今後とも多様な障害者のニーズに対応して、障害者の自立と社会参加を促進するために、より一層の生活環境の整備と在宅サービスの充実、意識の啓蒙を図っていくことが必要です。」

この事業は、都市計画マスタープランの全体構想でいうコミュニティバスの導入と、私は軌を一にしているものと考えます。年を重ねるにしたがって、どうしても家の中に閉じこもりがちになります。そのことが、体力の衰えや痴呆症などを進行させる原因になっていることを多くの医療関係者が指摘しております。健康な老後を過ごすには、高齢者が地域や社会の中で活動していく場を提供することであります。私は、高齢者だけでなく障害を持つ人の社会参加も促すため、名称はどうかであれ、できればノンステップの福祉バス、あるいはコミュニティバスを運行し、すべての人々が暮らしやすいまちづくりを進めることが必要かと思っております。多くの市民の願いを込めて、改めて市長の見解を求めたいと思っております。

続いて、私道の除雪についてお尋ねします。

先日来ありますとおり、本市の冬期間の雪は、全国有数の豪雪地には及びませんが、雪が数日間降り続くものなら、家族総出で1日何回となく雪かきや雪投げをしなければならず、相当の労力を費やさなければなりません。まさに闘いそのものであります。

降雪期になると、比較的恵まれていると思われる除雪の対象になっている市道や国・県道の沿線の住民からさえ、除雪のために玄関前に雪が置かれていくとか、除雪機を同じ方向からだけでなく、交互に反対側からも来るようにして、向かい側にも雪を置くようにしてくれというような苦情が聞かれます。いつもなら、世話になるのは遠い親戚より近所だものということで、隣近所を持ち上げている人でさえ、数年前のような豪雪になりますと、雪をめぐってけんかさえ始めるのであります。

さて、本市では管理する市道以外にも、私道についても一定の手続を踏めば除雪をする制度があります。市民がその道路について除雪を要請する際は、当日の朝8時半まで担当課に連絡をすれば、市道の除雪が終わり次第、除雪機を要請のあった私道に入れるというものであります。しかし、この制度は朝の出勤時まで間に合わないばかりか、私道については市で所有している除雪機に限定しているため、先ほど申しあげましたように、雪が数日間降り続けようものなら、なかなか即応できないのが現状であります。せっかく除雪機を入れても、既に家族総出で除排雪が終わった後だったりして、市民の不満はうっせきするのであります。

私は、除雪は原則的に道路を管理している者がするという理解できないわけではありませんが、市民サイドに立ってみれば、私道については、市道として認定されているかどうかの違いだけで、同じ税負担をしているのにという思いから、市道と同じように対処すべきということを時折訴えられます。私道とて同じ地域なら積雪も同じなわけで、何らかの改善を図るべきだと思います。だれがどこの私道を担当するかは別にしても、委託業者をフル出動すれば、もう少し早く対応できるものかと考えるのは私だけではないと思っております。

そこでお尋ねしますが、市道と同様な私道の除雪体制をとるためには、どのような問題があるのか、まず伺いたいと思います。また、既に要望が出されている私道の総延長と箇所数はいかほどか。さらに、それに要する除雪費用の概算もあわせてお示しいただきたいと思います。

次に、通学路の歩道除雪についてお尋ねいたします。

通学路についても、原則的には管理者が除雪すべきことは、これまた言うまでもないことではありますが、通学路に指定した国・県道の歩道については、必ずしも除雪の対応がなされていないところがあります。こうしたところでは地域住民は危険と隣り合わせになっていて、除雪がなされないために歩くことに支障があれば、危険を承知の上で車道に出なければなりません。通学する子供たちを初め、交通弱者と言われる人々の危険性は、この上ないものがあります。

私は、こうした歩道についての除雪は、先ほど述べましたように、第一義的には管理者が行うべきことと思いますが、もしその管理者が対応しないときには、そこが通学路である場合、学校やその通学路を持つ行政の長として何らかの対応をすべきでないかと考えますが、市長の御見解を求めたいと思います。

重ねて誠意ある答弁をお願いして、第1問を終わります。

新宮征一副議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、福祉施策の問題でございます。特別養護老人ホーム待機者の問題等が述べられました。

介護保険制度は、できる限り住みなれた自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、真に必要な介護サービスを提供しようとするもので、多くの高齢者が希望する在宅での介護を主体としておりますが、一方では施設入所に対するニーズも高く、要介護者の増加や制度の浸透に伴い、待機者は少しずつ増加してきている現状でございます。

平成 15 年 4 月末日現在の特養待機者数を申しあげますと、複数施設への申し込み分を整理した結果 145 人の待機者数となっております。しかし、その内訳を見ますと、とりあえず申し込みだけしておこうというような方など、あきが出て入所を打診しても入所しない待機者や、長期入院のため、現実的に入所できない方もおられます。そんなことで、実際の待機者数はこれより少ないのではないかと考えております。

待機日数でございますが、最近の入所状況を見てみますと、最も長い待機者は 13 年 1 月の入所申し込みで、最も短い方は 14 年 3 月の申し込みでございます。現状では一、二年程度待つ必要がある状態となっているようでございます。

御案内のとおり、本市には二つの特別養護老人ホームと一つの介護老人保健施設が設置されており、特養分が 160 床、老健分が 100 床、合計 260 床となっております。この整備実績を踏まえ、今後の介護需要を見ながら、第 2 期介護保険事業計画において、平成 17 年度まで 50 床分の施設整備を計画したものでございます。

国の施設設置目標についてでございますが、平成 11 年度に策定されたゴールドプラン 21 では、平成 16 年度における介護老人福祉施設による介護サービス提供量を 36 万人分としているようですが、平成 19 年度までの目標として具体的に定められているものはないようでございます。しかし、第 2 期介護保険事業計画策定に当たっての国の基本方針では、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準を示しており、これを参考にしながら、地域の実情に応じて定めることが必要とされております。

施設サービス利用者数については、高齢者人口のおおむね 3.2% となっておりますので、本市ではこの参酌標準から見て床数が少ないこととなりますが、現在民間事業者による有料老人ホームが建設中であり、ほかに 50 床分の民間社会福祉法人による計画もありますので、これらが整備されれば、現在の施設介護の需要は、ベッド数においては、ほぼ満たされるのではないかと考えております。

次に、特別養護老人ホームの入所基準についてであります。特別養護老人ホームの入所につきましては、御案内のとおり、介護保険制度発足以来、要介護認定を受けた方が施設に直接申し込み、契約して利用することになったわけでございますが、基本的には申し込み順どおりの入所となっております。そのため、緊急度の低い人が高い人よりも早く入所する場合もあり、全国的に問題視されてきたものでございます。

このことから、平成 14 年 8 月に指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正がなされ、新たに介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申し込み者を優先的に入所させるよう努めなければならないとの 1 項が追加規定されました。

市内の施設においては、従前から施設の職員等で構成する入所判定委員会を独自に設置しており、名簿の申し込み上位に登録されている一定数の方について、身体状況や家族の在宅介護の可否などを勘案し、優先順位を定めて入所者を決定してきておりますので、格別問題はないものと思っておりますが、国の基準改正を受け、本年 5 月に県の入所指針が定められたことから、この指針を参考にしながら、公平かつ施設間の均衡を失する

ことのないよう、共通の入所基準の策定等について、早急に各施設と協議したいと考えております。

次に、福祉バスの運行についてでございます。

県内各市町村の循環バスの運行状況を調べてみますと、運行形態は一様ではありませんが、8市15町3村の26自治体で実施しているようでございます。そのうち近隣市町では天童市で6路線、中山町1路線、河北町6路線、西川町21路線、朝日町6路線、大江町1路線の運行を実施しているようでございます。

以前にも福祉バス等の運行に係る質問に答えているところでございますが、高齢者や身体に障害を持っておられる方々の交通手段の確保や利便性の向上は、生活圏の広がりや社会参加の促進や疾病の適正な治療など自立促進につながるものであると思っております。

しかし、福祉バスを運行するに当たっては、今日のモータリゼーション社会の中で、年々高齢者の自動車免許取得者が増加し、高齢者においても自家用車が日常生活行動の主流となっており、このような状況が今後どのように変化していくのか。さらには、ひとり暮らしや老人世帯の増加等も踏まえ、日常生活に支障を来すような高齢者や障害者にとって、本当に喜んで利用してもらえる方法を見出していくことが肝要であると考えております。

また、路線バス業者の動向等を見きわめるとともに、本市のまちづくりの上で欠かすことのできない拠点エリア、いわゆるクア・パーク、駅前中心市街地、チェリーランド、慈恩寺を結ぶ交通アクセス手段も含め、全体的な視点に立って考えていく必要があると認識しております。

これまで、本市の高齢者や障害者の移送サービスについては、福祉バスを配備し、福祉団体等の育成強化や市民各層からなる地域福祉活動の推進を図るべく、各種行事への参加者の送迎を行ったり、老人福祉センターにもバスを配備し、利用する老人クラブなどの皆様の無料送迎を行っているところでありますし、また身体に障害を持つ方へは、リフト付福祉バスやワゴン車を配備し、リハビリやデイサービスのため、通われる方に利用していただいております。

また、福祉タクシー利用助成や給油費助成を行うなど多くの方に利用していただき、交通手段の確保や移動支援の充実に努めてきたところでございます。

さらには、これまで中心市街地や主要施設に対するアプローチ、そしてアクセスする生活関連道路の整備を積極的に進めてまいりました。昨年は、内回り幹線道路の島落衣線の洲崎地内や駅前の南北線が開通しましたし、現在も平成16年度完成を目指して、駅前の区画整理事業で進めている道路網の整備、そしてフローラ・SAGAEの県道からの進入路など、住みやすく安心して暮らせるまちづくりを積極的に進めているところでございます。いずれにいたしましても、福祉バスの運行については、もう少し研究や検討が必要であると考えているところでございます。

次に、私道の除雪についてお答え申し上げます。

まず、本市で実施しました平成14年度の除雪状況について申し上げます。市道総延長303キロメートルのうち、冬期間閉鎖となる路線等を除いた257キロメートルについて除雪計画を策定し、市の除雪車10台、業者の委託除雪車50台の総数60台体制をとり対処したところでございます。特に一斉除雪につきましては、午前4時から実施します早朝除雪は8回、積雪や天候の状況により実施します日中除雪は4回実施し、市民が安全で安心に通行できる冬期交通網の確保に万全を期してまいりました。平成14年度における業者に委託した除雪経費は7,800万円ほどになっております。また、排雪場所として最上川河川敷の皿沼地区、寒河江川河川敷の三泉地区と醍醐地区の3カ所を確保し、対応した次第でございます。

私道の除雪についてでございますが、私道とは公道である国道、県道、市町村道などとは違い、一般の個人または会社などが所有し、または管理している土地で、道路として通行の用に供しているものとなっております。登記簿上は公衆用道路の地目で表示されているものや、宅地、山林、農地、雑種地など、さまざまな地目で表示されているものもあれば、中には抵当権や仮登記などの権利が設定されているものもあり、私権が伴う

ものでございます。

以上のことから私道の維持管理は、所有者において行うものと考えております。私道の現況は、狭隘な道幅や行きどまりの袋小路となっていてところが多いので、除雪する場合、除雪機械の操作については、道路構造物の損傷防止や人身事故の防止のため、慎重かつ高度な運転操作技術が要求される状況となっております。

このため、私道除雪の際には、まず私道除雪路線として申請していただきます。この申請者については、申請箇所の町会長として、受益戸数が3戸以上で雪捨て場が確保され、かつその雪捨て場に砂利等が入ったときは町会で片づけること、除雪に際して誘導員を配置することなどの必要実施条件を満たす場合に受け付けしております。

除雪の申し込み時間は、一斉除雪が終了した午前7時から午前9時までとしており、市の除雪車により除雪しておりますが、豪雪期においては、道路パトロールや日中の申し込みがあった場合についても状況に応じて対応しております。平成14年度、私道除雪路線で受け付けされているものは194路線、総延長19.7キロメートルとなっております、市内全域に点在しております。

私道除雪における諸問題でございますが、まずその私道が狭隘のため、除雪の際に道路や個人の構造物を誤って破損した場合の賠償問題、それから寒河江市保有除雪機の道路幅員による稼働能力の問題と、そのオペレーターの人的配置の問題、排雪場所の確保の問題、除雪機械の重量により陥没した場合の補償問題等があるかと思えます。

次に、要望が出されている私道除雪路線の除雪費用についてでございますが、194路線それぞれの幅員、形状、排雪場所が異なるため、それぞれの路線について除雪機械の稼働時間、機械の運搬費用、オペレーターなどの人件費等を積算する必要があります。積算はしておりませんが、私道除雪については市直営で実施しているため、平成14年度において要した人件費、燃料代、機械修理代、消耗品、保険料の総額を市で除雪しているキロ数で割り算し、受け付けされている私道除雪路線の総延長キロ数に掛ける簡易計算により算出した経費では、全体で830万円ほどかかる計算になりました。ただし、この計算には除雪機械の減価償却費、現場監督者の人件費、機械移動費などが加味されておりませんので、あくまで概算とさせていただきます。

これらのことから、御質問の市道と同様の除雪体制についてですが、まず公道としての市道の除雪が終了した後と考えており、私道除雪については現状のままに対処してまいりたいと考えております。御理解願いたいと思えます。

次に、通学路の除雪についてでございます。

平成14年度における市道の歩道除雪、通学路の確保について申しあげますと、42路線、総延長22キロメートルの除雪計画を策定し、市の除雪車6台、民間の委託除雪車1台の計7台により早朝一斉除雪にあわせて通学前に実施し、通学路の確保を図ってまいりました。歩道のないところや歩道幅が狭いために機械除雪ができないところについては、道路パトロールを実施し、危険箇所については、日中幅出し除雪や人力による除雪で対応しております。特に通学路の安全確保につきましては、教育委員会と連携を密にし、また学校、PTA、町内会などの要請があった場合には、速やかに対応することとしております。

また、御質問の市が通学路に指定している国道や県道の歩道の除雪について、通学前に除雪がされていない場合、管理区分にこだわらず市において除雪という問題がありましたが、市で除雪する場合、歩道や構造物を破壊したときの弁償問題、人的事故などの賠償問題、また市除雪車の保有代数による物的問題やそのオペレーターの人的問題等々がありますし、また国道を管理する国土交通省や県道を管理する村山総合支庁が作成した除雪計画に通学路の除雪が入っておりますので、市で対応することはないものと考えております。

降雪期に入る前、国道、県道、市町道の除雪について連携を図り円滑に実施するため、主要国道を管理する国土交通省、一般国道や県道を管理する村山総合支庁、市道、町道を管理する西村山の市町などで構成する除雪会議が開催されております。この会議において、御指摘のような通学前の歩道除雪がなされていないなどの

ことについては、今年度要請してまいりたいと考えております。

また、降雪期において、御指摘のように除雪がなっていない等の状況があった場合には、速やかに管理機関に対し要請してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

新宮征一副議長 内藤議員。

内藤 明議員 いつになく丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

2 問目に入りますが、待機者数と特養のベッドの数で、新たに新設 50 床が出され、また民間の有料老人ホームも計画されているということがありました。3 月の計画の見直し内容を見ますと、民間については 45 床となっているようですが、合わせても新たな部分については 95 床となるのではないかと思います。先ほどありました 145 人、それから若干減ると思いますが、約 130 人としましても、まだ足りない状況になっていると思います。

それで、さもそれを解消するような厚生労働省の入所基準の見直しが出されました。先ほど市長の答弁の中にもありましたが、ちょうどタイミングよく、きのう、県の指針が新聞に出ておりましたが、こうしたやり方で待機者の解消が本当に図れるのかというと、先ほど 1 問目でも申しあげましたけれども、希望する者がすべて入るということではなくて、今の現数でできるだけ必要度の高い者を早目に入れていくということだけであって、介護保険の設立された目的、あるいは趣旨からすると相当かけ離れていると思います。

要するに、予算の関係もありますけれども、先ほどの一定の基準というのは、国の参酌標準があると私は聞いておりましたので、それがいいのかとお聞きしましたところ、決まったものはないと言われました。だとするならば、もう少し将来を見通した計画であってほしいと思いますし、これからますます高齢化社会が進むと言われているわけでありますから、そのところを十分踏まえる必要があるのではないかと思います。そうしたところについてのさらなる御見解をいただきたいと思います。

また、どうして施設入所が多くなるのかについても検討を重ねる必要があるのではないかと思います。そうしたところについて市長はどういう御見解をお持ちなのか、改めて伺いたいと思います。

それから、福祉バスのことについてお尋ねしましたところ、10 年 3 月もそうだったと思いますが、もう少し検討したい、研究したいということであったわけでありますけれども、今回もまたもう少し検討して研究する必要があるということでありました。

合併を視野に入れられておるのかどうか私はわかりませんが、既に今市長から答弁があったように、西川町や朝日町ではこうした制度を設けられ、実施されております。いや応なしに協議会の中でそうしたものが詰められるかどうかわかりませんが、これは検討課題になると思うんです。そうする前に寒河江市としてのきちとした方針というか、合併問題は別にして、示しておくべきではないのかなと思っております。

特に今免許の話がありました。確かに高齢化しても、なお運転される方が大勢いらっしゃいますし、中には大変運転の上手な、若い方よりもむしろ丁寧な運転をなさる方もおりますけれども、概して言うならば、年を重ねるにしたがって大変危なっかしい状況が随所に見られるわけであります。そういう点からすると、その免許についてここで云々するのはどうかと思いますが、むしろこうした事業を実施して、そちらの方に移行していくことの方が、私は交通安全上からも、あるいは高齢者の例えばひとり暮らしの老人であるとか、障害者の社会参加を促すためには、むしろこちらの方も積極的に進めるべきではないかと思います。こうした事業は国の方でも奨励しておりますが、そうしたことについて市長の御見解があれば、改めてお伺いしたいと考えます。

それから、私道の除雪に関してであります。多分冬期間になると市長もいろんな市民から除雪の問題での苦情をお聞きになっていると思います。一般的に言われた、私的所有の物件になるわけですから、補償の問題などもあるかと思いますが、現行でやられているところからすれば、それもできないことはないと思います。そうしたことをクリアしながら、市民の利便性にきちんと対処すべきことではないかと思います。公衆用道路として使われていることに限定して、そうすべきではないかと思います。

繰り返すことになりましたが、市民の皆さんは、道路に色分けしているわけではありませんから、「これは市道ですから除雪しますよ、あなたのところは別の色だからしませんよ」なんて言ったって、なかなか「はい、

そうですか」というわけにはいかない。したがって、税負担の問題だけで云々するのはどうかと思いますけれども、「私たちも同じような税金を負担しているんだよ」ということを言われますと、そのぐらいの市民サービスといたしますか、体制をとっていただいてもいいのではないかと私は思います。

確かに言われるとおり、困難な問題も幾つかあるだろうと思いますが、それは今やられている事柄の内容で対処すれば、幾つかの点については解消できるのではないかと思います。改善策について、経費がかかるのが最大の理由だと思いますけれども、市直営だけでやられているものを、委託業者にさらに時間的に延長する中で対処すれば、技術的に大変なこともあると思いますが、それは検討を重ねることによって解決できるのではないかと思います。さらに、市長の御見解を賜りたいと思います。

それから、通学路の除雪については、快く理解させていただきました。

新宮征一副議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 福祉施設の問題でございますが、寒河江市の場合には 65 歳以上が 1 万 500 人おりまして、参酌すべき標準は、先ほど申しあげましたように 3.2 でございますから、これに乗じますと 335 人になります。現在施設が 260 でございますから 75 不足しておりますが、先ほど申しあげたように、民間による有料老人ホーム、それから民間の社会福祉法人が計画しているものも考えれば、大体満たされるのではなかろうかと思っております。

寒河江市だけの問題ではなくて、いわゆる出入りがございます。寒河江市の人間が山辺町に行ったり、西川町に行ったり、あるいは大江町に行ったり、また大江町の人間がこちらに参りましたり、西川町の人間が来たりということがありますから、そういう出入りを計算しても、現在このような状況になっておりますけれども、何とか今計画されているものが整備されることになりますれば、ほぼ満たされるのではなかろうかと思っております。

それから、不足の見解についてでございますが、今利用しなくても利用することがあろうかなということで申し込んでいる方、あるいは入院されて申し込まれている方もいらっしゃいますから 145 人という数字が出てくるわけでございまして、それから差し引きましても 130 人ぐらいの数字になりますけれども、やっぱり介護保険制度が啓蒙され、また施設介護が順調にスタートしているということを聞くと、家族での在宅介護より、あるいは家族の面倒を見るよりも、施設の方にお任せしましょうかとなっていくのではなかろうかと思っております。

御案内かと思えますけれども、施設介護を利用すればするほど介護保険料がアップすることや、介護保険の財政負担になることは、割とわかっていらっしゃるのではないかと思います。これが介護保険財政制度の中で負担しなくてはならないということも、ですから何も施設介護にお任せするなと私は言っておりませんけれども、そういうことも知っておいていいのではないかと思っております。

それから、福祉バスでございますけれども、先ほど申しあげた自治体の数は循環バスの運行状況でございます。これが福祉バスの役割も若干は担っているかなと思えますけれども、私の方には福祉バスがあります。それが団体の研修とか、ミニデイサービス等々に使われております。それから、老人福祉センターのバスがございまして、センターの利用者とか、あるいはゲートボール等々の利用に使われております。そしてまた、リフト付の車がございまして、これはハートフルでの機能訓練の利用者の送迎等に使われておりますし、あるいはワゴン車がございまして、同じくハートフルの機能訓練の利用者等に使われております。特に細い道路等ではこれが利用されてございまして、これらをやりながら、そしてまたガソリン券というものもお上げして、福祉のために行動範囲が大きくなる、あるいは生活をエンジョイできるようなことに留意しているということもございまして。

それから、除雪のことでございますけれども、私のところには 1 件も苦情など来ませんでした。ですから、やっぱり直営と除雪協力隊をお願いしているうちの除雪体制がうまくかみ合っただけで、そして上手に除雪なされているなと思っております。

私道は、先ほど申しあげましたように非常に狭隘でございますし、袋小路等々もありますし、もし万一が起きた場合には補償等があるわけでございます。そして、私道は市の直営でやっている状況でございますから、一般道路が終わった時点で私道に入るという状態にしてございまして、申請があればそれに応ずる体制ということで除雪していますから、今後も今までどおりの体制を考えているところでございます。

以上でございます。

新宮征一副議長 内藤議員。

内藤 明議員 老人福祉施設の関係について申し上げますと、私と市長は少し違う考え方を持っているのかなと思えてなりません。確かにそうした施設を使えば、財政的に持ち出しがなされることはよくわかります。しかし、市長、もう 1 回介護保険制度の成り立ちを考えていただきたいと思うんです。そうした施設について、必要とされるから入所希望者があるわけでございまして、そのことを前提に対処すべきだと思いますし、何で在宅から施設の方に流れるかという、まず第一に料金についてもあります。これは今回厚生省で見直しされたようですけれども、例えばひとり暮らしの高齢者世帯ではもちろん、2 人であっても要介護 2 あるいは 3 以上の高齢者がいるとすれば、在宅で介護するのに非常に難しい状況がございます。

介護保険の要介護度の利用限度額いっぱいを使ったとしても、家族の介護を前提としたものになっていないということであって、要するにホームヘルプサービスや、あるいはデイサービス等を利用した場合でも、その間に家族が介護するというサービスの時間的空間ができて、それを埋めるのが家族介護ということになるわけですから、高齢者の夫婦、あるいは 2 人だけの世帯では、老人が老人を見るような介護になってしまいます。それが長期間に及べば、大変つらい介護をしなければならないですし、一方の介護をしている方が倒れてしまったり、あるいはそうした夫婦の場合、例えば収入が少ないということがありますと、利用料の負担との関係で限度額いっぱいを使わないケースが多分にあるだろうと思います。そういうことになれば、老人が老人を介護するような中身は一層深刻になります。

それから、先ほど言いましたように、在宅介護に比べて施設介護の方が割安感があると言われております。例えば特別養護老人ホームに入所すれば、食費を入れても 5 万四、五千元という負担であります。それで 24 時間介護を受けられます。要介護度が高い、例えば要介護度 5 あたりの高齢者が在宅介護を受けた場合は、利用限度額いっぱいのサービスを使った場合でも、食費や水光熱費を含まないで 3 万五、六千元かかることから、在宅から施設へ流れると言われておりまして、これからますます二人暮らしあるいはひとり暮らしが多くなりますと、その方向性が一層進むのではないかという気がします。

確かに厚生労働省では、こうした老人ホームについて、個人から利用負担を取るような形で進めておりますが、割高感のある方に合わせて在宅から介護へ向かわせようとするのは、私はいかがなものかなと思いますし、それだけでは問題は解決しないと思います。

繰り返すことにはなりますが、確かに施設としては、財政的に持ち出しがなされますから厳しいものがありますが、それは社会的状況があって、そういう対応をせざるを得ないということが前提にありますから、そのことを理解すべきではないのかなと思っております。したがって、民間の数を入れれば、それでほぼ間に合うという見解がありましたが、私はそれでもなお不足するのではないかと思います。ただ、それは見解の相違でありますから、それ以上私は詰めようとしませんが、これだけは申し上げておきたいと思っております。

それから、福祉バスの件もありました。私は名称はどうでもいいんです。要するに、例えば寒河江市都市計画マスタープランの中で言われておりますように循環するなり、あるいは拠点をつなぐなり、そういう形で運行すべきであるということを言っているわけでありまして、1 問目で申し上げましたとおり、福祉バスとは趣が異なりますよとあらかじめ申し上げておりますから、それは御理解いただけるものと思います。ぜひ、急いで御検討していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、私道の除雪についてであります。苦情については市長の耳に 1 件も入ってこないということがありました。多分同僚議員の皆さんは、ほとんどそうした苦情について耳にしているのではないかと私は思います。もしそうしたことが入らない議員であれば、選挙のときだけではなくて地域をもう少し回って、いろんな苦情も耳にすることが大変重要なのではないかとと思いますが、ほとんどの皆さんがそうした苦情を耳にしているものと思います。議員をみんな合わせれば、耳の数は確かに市長より多いわけですから、そのこと

を御認識いただきたいと思います。苦情はあるんです。同じ税を負担しておいて、なぜここだけしてもらえないんだということなんです。

もう少し研究して、そうした道路についても不満などを和らげていくように、現行制度でやりたいと突っ張ることでなくして、本当に降雪時期になって毎日雪が降りますと、市で直営している部分だけでは、その日は掃いてもらえないんです。翌日になったり、あるいは翌々日になったりしますから、その間市民の間では、先ほど言ったように家族総出で除雪や排雪をするわけでありまして。せっかく行ったときには、既に後の祭りであって、みんなやり終わった後だったということで、なお不満が募るわけです。ですから、そうしたことがないようにその日のうちに、できればできるだけ早い時間にと私は申しあげているのであります。

それから、一たん申請すれば、毎回毎回9時までですか、御答弁がありました。そこに連絡を入れてお願いするというのは、市民にとって非常に苦痛といえますか、大変なことらしいんです。特に役所をお願いするのはなかなか容易でないとされておりまして。そういう意味では、除雪に出動しなければならない地域は、大体同じ積雪があるわけですから、そうした手順を踏まなくても、1回申請が出されれば、出動した地域には黙っていても除雪車が回るような対応ぐらいは、せめて必要なのではないかと思います。

補償の問題などいろいろ申されました。しかし、現行でそうしたものをクリアしている部分があるわけですから、それを新たなものについても同じようにすれば、そんなに問題はないのではないかと思います。少し積雪が多い地区にいきますと100万円近くする除雪機なんかを入れている方も大勢いらっしゃいます。それはなぜかという、毎日雪が降り続きますと、なかなか対応していただけないために、そうしたものに多大な出費をしても個人的に持たなければならない状況になっているわけで、その点も踏まえなければならないのではないかと思います。

そういうふうに言いますと、市長からは「個人の道路だから、そのぐらい持つのが当たり前だ」という御答弁があるかもしれませんが、そんな答弁はしていただきたくないと思いますけれども、先ほど言ったような形で、現行制度をさらに市民が利用しやすく、あるいはできるだけ不満のないように、一刻を争うわけでありまして、そうしたところについても配慮しながら、ぜひ私道の除雪に当たっていただくことをお願いして、御見解があれば承って、私の質問を終わりたいと思います。

新宮征一副議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私は、施設サービスのことで、施設に入れないで在宅で介護していただきたいと言っているのではございません。これは誤解のないようにさせていただきます。

私としましては、制度がスタートしてから、当初考えた以上に施設サービスに対しての需要が多くなってきているわけでございます。ですからこそ、本市の施設サービスというか、歴史的にもそれなりに古くからあったわけですし、そしてまたそれからの経過を見ましても、新設されまして、増床もあって今の状態になっております。それらに対して市の助成、補助も大変な額になっていることは御存じかと思えます。今また、新しく民間で起こそうとしているものに対しましても、それなりの助成が出てくるのではないかということが考えられます。ですから、在宅サービス、施設サービス、あるいは家族の介護をうまく連携させて、お年寄りに対応してまいらなくてはならないと思っております。

それから、私道の除雪で苦情の話があったようでございますが、私のところにもありませんし、除雪協力隊等々へもほとんどないと聞いております。これは、答弁申し上げておりますとおり、いつもスムーズに足の確保がなされているということであろうかなと思っております。

それから、私道の除雪に対して、いみじくも私の答弁まで用意してお話しいただいたようでございますが、基本的には私道の管理責任は個人にあります。ですから私道は、先ほども申しあげましたように、いろいろな問題を含んでおりますので、申し込みしていただいて、それに応じて除雪する体制がベターなのではないかという思いをいたしております。ですから、町内会長あるいは受益者の方々、面倒でもこういう状態だから掃いてくれという申し込みをしてもらわなくてはならないと思っております。

議案上程

新宮征一副議長 日程第 2、議 36 号平成 15 年度寒河江市一般会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

議案説明

新宮征一副議長 日程第 3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 36 号平成 15 年度寒河江市一般会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、地域住民を対象とする健康診断、健康教育などや地域疫学研究をするため、山形大学医学部教授や地方公共団体等が設立する第三セクター株式会社 COME センターの設立出資金 50 万円を計上するものであります。

これに対する歳入については、繰越金 50 万円に対応することとし、その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 139 億 1,050 万円となるものであります。

以上、補正予算の大要について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

新宮征一副議長 日程第 4、これより質疑に入ります。

議第 36 号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置

新宮征一副議長 日程第 5、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 36 号については、議長を除く 20 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 36 号については、議長を除く 20 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

新宮征一副議長 日程第 6、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表（その 2）

委員会	付託案件
予算特別委員会	議第 3 6 号

平成 15 年 6 月第 2 回定例会

散 会 午後 2 時 3 9 分

新宮征一副議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。